第72号議案

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年12月2日提出

芦屋市長 伊藤舞

提案理由

消費税及び地方消費税の引上げ分を使用料・手数料等に適正に転嫁するとともに、 行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数 料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料)	(督促手数料)
第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1 通について、 <u>80円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。た だし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを 徴収しない。	通について、 <u>70円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。た

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第2条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後			改正前					
別	表(第2条関係)			別才	長(第2条関係)					
	$1 \sim 4$ (略)]	$1 \sim 4$ (略)					
	5 その他共通関係			5	5 その他共通関係					
番	事務	名称	金額	番	事務	名称	金額			
号				号						
1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき							
			360円							
2	災害又は救急に関する証明	災害又は救急に関する証明	1 件につき	1	災害又は救急に関する証明	災害又は救急に関する証明	1 件につき			
		手数料	300円			手数料	300円			
3	文書受理に関する証明	文書受理に関する証明手数	1 件につき	2	文書受理に関する証明	文書受理に関する証明手数	1 件につき			
		料	300円			料	300円			
4	その他市の事務に関する閲	その他市の事務に関する閲	1 件につき	3	その他市の事務に関する閲	その他市の事務に関する閲	1 件につき			
	覧 <u>,写しの交付</u> 又は証明	覧 <u>, 写しの交付</u> 又は証明手	300円		覧又は証明	覧又は証明手数料	300円			
		数料								

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和33年芦屋市条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(督促手数料)	(督促手数料)				
第4条 督促状を発したときは、1通につき <u>80円</u> の督促手数料を 徴収する。	第4条 督促状を発したときは、1通につき <u>70円</u> の督促手数料を 徴収する。				

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第4条 芦屋市立打出教育文化センター条例(平成2年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正	後					改正	前		
別表(第6	別表(第6条関係)						条関係)				
会議室	会議室使用料金表						使用料金表				
室名	広さ	収容人員	使用料	金及び使用	月時間	室名	広さ	収容人員	使用料	一金及び使用	目時間
			朝	昼	夜				朝	昼	夜
			午前9時	午後1時	午後6時				午前9時	午後1時	午後6時
			\sim	\sim	\sim				\sim	\sim	\sim
			正午	午後5時	午後9時				正午	午後5時	午後9時
					30分						30分
大会議室	$1 \ 3 \ 5 \text{m}^2$	人	円	円	円	大会議室	$1~3~5\mathrm{m}^2$	人	円	円	円
		7 2	4, 370	5,090	5,700			7 2	4, 300	5,000	5,600
小会議室	$50 \mathrm{m}^2$	2 4	1, 420	1,730	1,930	小会議室	$50 \mathrm{m}^2$	2 4	1, 400	1,700	1,900
和室	18畳	1 8	2, 240	2,540	2,850	和室	18畳	1 8	2, 200	2,500	2,800
備考(略)					備考(略)				

(芦屋市立学校使用条例の一部改正)

第5条 芦屋市立学校使用条例(昭和27年芦屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改:	 正後		改正前				
第5条 使用を	:許可された者は炎	次の種別により使力	用料を納付しな	第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しな				
ければならな	: V \ .			ければならな	: V \			
種別		使用料		種別		使用料		
	昼間	夜間	昼夜間		昼間	夜間	昼夜間	
	自午前8時	自午後5時	自午前8時		自午前8時	自午後5時	自午前8時	
	至午後5時	至午後9時30分	至午後9時30分		至午後5時	至午後9時30分	至午後9時30分	
講堂				講堂				
A (精小, 宮小)	3,600円	4,800円	8,400円	A (精小, 宮小)	3,000円	<u>4,000円</u>	7,000円	
B(その他の学	2, 400円	3,600円	6,000円	B(その他の学	2,000円	3,000円	5,000円	
校)				校)				
遊戯室	1,800円				1,500円	2,000円		
教室その他の室	1,440円	2, 160円	3,600円	教室その他の室	1,200円	1,800円	3,000円	
1 教室につき				1 教室につき				
校庭	午前 1,200	1,800円	3,000円	校庭	午前 1,000	1, 500円	2, 500円	
	<u>円</u>				<u>円</u>			
	午後 1,200				午後 1,000			
	<u>円</u>			(111.)	<u>円</u>			
2 (略)				2 (略)				

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第6条 芦屋市立公民館設置条例(昭和51年芦屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後			改正前				
別表第1(第7				別表第1 (第7条関係)					
公民館施設	使用料金表	長			公民館施設	使用料金	表		
室名	収容人員		施設使用料金		室名	収容人員		施設使用料金	
	又は広さ	朝	昼	夜		又は広さ	朝	昼	夜
		午前9時~正	午後1時~午				午前9時~正	午後1時~午	午後6時~
		午	後 5 時	午後9時3			午	後5時	午後9時3
				0分					0分
	人	円	円	円		人	円	円	円
113室	2 0	1, 420	<u>1,830</u>	2, 030	113室	2 0	1, 400	<u>1,800</u>	2, 000
114室	3 0	2, 950	3, 460	3, 760	114室	3 0	<u>2, 900</u>	3, 400	3, 700
115室	1 0	710	810	<u>1,010</u>	115室	1 0	700	800	<u>1,000</u>
1 1 6 多目的	3 5	3, 970	4,680	5, 290	1 1 6 多目的	3 5	3, 900	4, 600	5, 200
室	(75)				室	(75)			
211室	2 0	1, 420	1, 830	<u>2, 030</u>	2 1 1 室	2 0	1, 400	<u>1,800</u>	2,000
2 1 2 室	1 5	1, 120	1, 320	1, 730	2 1 2 室	1 5	1, 100	1, 300	<u>1,700</u>
2 1 3 幼児室	2 5	1, 730	1, 930	2, 340	2 1 3 幼児室	2 5	1, 700	1, 900	2, 300
2 1 4 料理室	3 0	<u>4, 170</u>	<u>4,880</u>	5, 600	2 1 4 料理室	3 0	<u>4, 100</u>	4, 800	<u>5, 500</u>
2 1 5 美術室	3 0	3, 150	3, 660	4, 170	2 1 5 美術室	3 0	3, 100	3, 600	4, 100

		改正後		
2 1 6 工芸室	1 5	1, 620	1, 930	2, 240
2 1 7 室	3 0	2, 540	2, 950	3, 150
2 1 8 講義室	6 0	3, 050	3, 560	3, 760
2 1 9 音楽室	6 0	8, 750	10, 380	11,810
	(140)			
2 1 9 音楽室	8	5 0 0	6 1 0	7 1 0
控室				
220和室	1 6	1, 620	1, 930	2, 240
展示場	$9.1\mathrm{m}^2$	<u>6,310</u>	<u>7,330</u>	7, 330

備考 (略)

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金	備考
			(円)	
映 写 装	液晶プロジェクター	1台	3, 050	スクリーンを
置				含む。
	ビデオテープレコーダ	1台	810	モニターテレ
	ー・DVDプレーヤー			ビを含む。
音響装	マイクロホン	1本	8 1 0	
置	ワイヤレスマイクロホ	1本	8 1 0	
	ン			
	テープレコーダー	1台	8 1 0	CD デッキ等を
				含む。
音楽関	ピアノ	1台	1, 830	
係	指揮台	1台	610	
	譜面台	1組	6 1 0	(1組15本)

		改正前		
2 1 6 工芸室	1 5	1,600	1, 900	2, 200
217室	3 0	2, 500	2, 900	3, 100
2 1 8 講義室	6 0	3,000	<u>3, 500</u>	3, 700
2 1 9 音楽室	6 0	8,600	10, 200	11,600
	(140)			
2 1 9 音楽室	8	5 0 0	600	700
控室				
220和室	1 6	1, 600	1, 900	2, 200
展示場	$9 1 \mathrm{m}^2$	6, 200	7, 200	7, 200

備考 (略)

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

	種別	品名	単位	使用料金	備考
				(円)	
朠	等 装	液晶プロジェクター	1台	3, 000	スクリーンを
置					含む。
		ビデオテープレコーダ	1台	800	モニターテレ
		ー・DVDプレーヤー			ビを含む。
音	響装	マイクロホン	1本	800	
置		ワイヤレスマイクロホ	1本	800	
		ン			
		テープレコーダー	1台	800	CD デッキ等を
					含む。
音	楽関	ピアノ	1台	1, 800	
俘	•	指揮台	1台	600	
		譜面台	1組	600	(1組15本)

	改	女正後				Ę	收正前		
美術•工	イーゼル	1組	810	画板付(1組1	美術・工	イーゼル	1組	800	画板付(1組1
芸関係				5本)	芸関係				5本)
	モデル台	1式	810			モデル台	1式	800	
	陶芸窯	1式	1, 830			陶芸窯	1式	<u>1,800</u>	
	電動式ろくろ	1組	810			電動式ろくろ	1組	800	
	スポットライト	1台	610	美術室に限る。		スポットライト	1台	600	美術室に限る。
その他	ロッカー	1 区	910		その他	ロッカー	1 区	900	
		分					分		
	スチール棚	1 区	1, 220			スチール棚	1 区	1, 200	
		分					分		
	パーソナルコンピュー	(略)				パーソナルコンピュー	(略)		
	タ					タ			
備考	(略)				備考	(略)			

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和47年芦屋市条例第26号)の一部を次のように 改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1 (第10条関係)	別表第1 (第10条関係)
体育館・青少年センター使用料金表	体育館・青少年センター使用料金表

夜間 -後6時から -後8時50 -まで 円 20,400 4,200
-後6時から -後8時50 テまで 円 20,400 4,200
-後8時50)まで 円 20,400 4,200
かまで 円 20,400 4,200
円 20,400 4,200
20, 400 4, 200
4, 200
4, 200
4, 200
6, 100
2, 200
1, 100
1, 800
3, 400
3, 400 1, 300
1, 100
$\frac{1}{2}$, $\frac{1}{0}$
2, 000
$\frac{2, \ 000}{2, \ 500}$
$\frac{2, 500}{1, 500}$
<u> </u>
-

2 一般使用

	*		
区分	使用料		備考
トレーニング	1回 360円		中学生以下を除
室	回数券(11枚綴り)	3,60	く。使用料は1人
	0 円		1回2時間とす
			る。

改正後

備考 (略)

備考

(略)

 $1 \sim 5$ (略)

6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。

別表第2 (第10条の2関係)

附属設備等使用料金表

品名	単位	使用料金
		円
アリーナ放送設備	一式	<u>1,010</u>
アリーナ空調設備	一式	7 1 0
調理台	1台	5 0 0
更衣ロッカー	1台	1 0 0
物品ロッカー(大)	1台	2, 030
物品ロッカー(小)	1台	1, 010

2 一般使用

ı				
	区分	使用料		備考
	トレーニング	1回 300円		中学生以下を除
	室	回数券(11枚綴り)	3, 00	く。使用料は1人
		0円		1回2時間とす
				る。

改正前

備考

 $1 \sim 5$ (略)

6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(100円未満切上げ)とする。

別表第2 (第10条の2関係)

附属設備等使用料金表

品名	単位	使用料金
		円
アリーナ放送設備	一式	<u>1, 000</u>
アリーナ空調設備	一式	700
調理台	1台	5 0 0
更衣ロッカー	1台	1 0 0
物品ロッカー(大)	1台	<u>2,000</u>
物品ロッカー(小)	1台	1, 000

備考 (略)

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正)

第8条 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例(昭和63年芦屋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改	正後		改正前				
別表第1(第5条	関係)			別表第1 (第5条関係)				
区分	区分 観覧料(1人につき)		区分		見覧料(1人)	こつき)		
	常設展示		特別展示		常設展示		特別展示	
	個人	団体	1,010円の範		個人	団体	1,000円の範	
一般	300円	2 4 0 円	囲内において教育	一般	300円	240円	囲内において教育	
大学生・高校生	200円	160円	委員会がその都度	大学生・高校生	200円	160円	委員会がその都度	
			定める額				定める額	
備考 (略)				備考 (略)				
別表第2(第6条	関係)			別表第2(第6条	関係)			
区分	特別	川観覧料(1点	1日につき)	区分	特別	特別観覧料(1点1日につき)		
熟覧	(略)			熟覧	(略)			
模写,模造等	(略)			模写, 模造等	(略)			
撮影 モノクロ	学術研究を	を目的とする場	合 200円	撮影 モノクロ	学術研究を	目的とする場	湯 合 200円	
	出版等の単	又入が伴う場合	1,010円		出版等の収	【入が伴う場合	計 1,000円	
カラー 学術研究を目的とする場合 400円			カラー	学術研究を	目的とする場	場合 400円		
	出版等の単	又入が伴う場合	2,030円		出版等の収	【入が伴う場合	2 ,000円	
•				•			'	

	改正後		改正前			
別表第3(第7条関係	()		別表第3(第7条関係)			
区分	区分 貸出料(1件につき)			貸出料(1件につき)		
館外貸出し	10,180円の範囲内において教育委員会			10,000円の範囲内において教育委員会		
	がその都度定める額		がその都度定める額			
別表第4(第8条関係	<u>(</u>)		別表第4(第8条関係	<u>(</u>)		
区分 使用料			区分	使用料		
講義室	午前9時~正午 1,420 P		講義室	午前9時~正午 1,400円		
	午後1時~午後5時 1,830 円			午後1時~午後5時 1,800円		

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正)

第9条 芦屋市立美術博物館条例(平成2年芦屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後		改正前					
別表第1(第5	別表第1 (第5条関係)					別表第1 (第5条関係)			
区分 常設展示観覧料		特別展示観覧料(1人につき)	区分	常設展示観		特別展示観覧料(1人につき)			
[(1人につき)			(1人につき)						
	個人	団体	2,030円の範囲内におい		個人	団体	2,000円の範囲内におい		
一般	300円	240円	て教育委員会がその都度定め	一般	300円	240円	て教育委員会がその都度定め		
大学生 · 高校生	200円	160円	る額	大学生·高校生	200円	160円	る額		
備考 (略)				備考 (略)					

		改正前										
別表第2(第6条	別表第2 (第6条関係)							別表第2 (第6条関係)				
	特	別観覧料(1点1)	目につき))	特別観覧料(1点1日に			日につき)				
熟覧	(略)				熟覧			(略)				
模写, 模造等	(略)				模写,	模造	等	(略)				
撮影 モノクロー	学術研究を	:目的とする場合		200円	撮影	モノク	クロー	学術研究を	目的とす	する場合		200円
4	出版等の収	ス入が伴う場合	1,	010円		ム		出版等の収	ス入が伴う	う場合	<u>1</u> ,	000円
カラー	学術研究を	:目的とする場合		400円		カラー	_	学術研究を	目的とす	する場合		400円
	出版等の収	ス入が伴う場合	2,	030円				出版等の収	ス入が伴う	う場合	<u>2</u> ,	000円
別表第3(第7条	関係)				別表第	等3 ((第7条	関係)				
区分 使用料					区分		使用料					
午前10)時から正	午後1時から午後	午前10	時から午		·	午前1(0時から正	午後1時	幹から午後	午前10	時から午
午まで		4時30分まで	後 4 時 3	0分まで			午まで		4時30)分まで	後4時3	0分まで
講義室 2,	850円	<u>4,370円</u>	7,	230円	講義室	Ž.	<u>2</u> ,	800円	<u>4</u> ,	300円	<u>7</u> ,	100円
体験学習 4,	170円	6,820円	11,	000円	体験学	学習	4,	100円	<u>6</u> ,	700円	10,	800円
室					室							

(芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年芦屋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表(第16条関係)

1 廃棄物処理手数料

1 廃棄物処埋き		
種別	取扱区分	金額 (円)
事業者等が一般廃	10キログラムを超え100	<u>1,080</u>
棄物及び特定の産	キログラムまで	
業廃棄物を処理施	100キログラムを超える場	
設へ搬入する場合	合は、その超える100キロ	
事業活動に伴う一	グラムまでごとに右の金額を	
般廃棄物を運搬用	加算する。	
パイプラインで収		
集及び処分する場		
合		
事業活動に伴う仮	1回当たり600リットルに	20, 370
設便所のし尿を収	つき(端数は、600リット	
集する場合	ルの割合で計算する。)	
動物の死体の処理	犬,猫,小鳥1体大型犬等	<u>3, 050</u>
を行う場合	その他これらに つ中型犬等	<u>2, 540</u>
	に類する小動き 小型犬等	2, 030
	物に限る。	
備考 (略)		

改正後

2 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理 手数料(再商品化処理に係る費用を納付したものに限る。)

取扱区分	種別	金額 (円)
市が収集する場合	冷蔵庫,冷凍庫	7, 020
	エアコンディショナー,	6, 410
	洗濯機,衣類乾燥機	
	テレビジョン受信機	4, 270

別表(第16条関係)

1 廃棄物処理手数料

1 70070 107000		
種別	取扱区分	金額 (円)
事業者等が一般廃	10キログラムを超え100	900
棄物及び特定の産	キログラムまで	
業廃棄物を処理施	100キログラムを超える場	
設へ搬入する場合	合は、その超える100キロ	
事業活動に伴う一	グラムまでごとに右の金額を	
般廃棄物を運搬用	加算する。	
パイプラインで収		
集及び処分する場		
合		
事業活動に伴う仮	1回当たり600リットルに	20,000
設便所のし尿を収	つき(端数は、600リット	
集する場合	ルの割合で計算する。)	
動物の死体の処理	大,猫,小鳥1体大型大等	<u>3,000</u>
を行う場合	その他これらに つ中型犬等	2, 500
	に類する小動き 小型犬等	2,000
	物に限る。	
備考 (略)		

改正前

2 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料(再商品化処理に係る費用を納付したものに限る。)

取扱区分	種別	金額 (円)
市が収集する場合	冷蔵庫,冷凍庫	<u>6,900</u>
	エアコンディショナー,	6, 300
	洗濯機,衣類乾燥機	
	テレビジョン受信機	4, 200

	改正後				改正前		
市の旅	設に搬入する場冷蔵庫、冷凍庫、エアコ	5,	190	市の旅	設に搬入する場冷蔵庫、冷凍庫、エアコ	5,	1 0 0
合	ンディショナー,洗濯			合	ンディショナー,洗濯		
	機,衣類乾燥機				機,衣類乾燥機		
	テレビジョン受信機	3,	6 6 0		テレビジョン受信機	3,	6 0 0
3	(略)			3	(略)		
4	植木の剪定廃棄物処理手数料			4	植木の剪定廃棄物処理手数料		
番号	品目	金額	(円)	番号	品目	金額	(円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2	6,	0 0 0	1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2	<u>5</u> ,	0 0 0
	を超えるもの				を超えるもの		
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	3,	600	2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	3,	0 0 0
	を超え3分の2以下のもの				を超え3分の2以下のもの		
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	1,	800	3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	1,	500
	以下のもの				以下のもの		
5	一時多量ごみ処理手数料			5	一時多量ごみ処理手数料		
番号	品目	金額	(円)	番号	品目	金額	(円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2	14,	400	1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2	12,	0 0 0
	を超えるもの				を超えるもの		
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	9,	600	2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	8,	0 0 0
	を超え3分の2以下のもの				を超え3分の2以下のもの		
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	4,	800	3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1	4,	0 0 0
	以下のもの				以下のもの		

(芦屋市民会館条例の一部改正)

第11条 芦屋市民会館条例(昭和38年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		 改正後					 改正前					
別表第1(第7多					別表第1(第7条関係)							
市民会館施設		Ę			市民会館施設使用料金表							
	収容人員又		施設使用料金	,	室名		収容人員又					
	は広さ		昼 昼	夜		4	は広さ		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	夜		
			 午後1時~					午前9時~				
		正午	午後5時	午後9時3				正午	午後5時	午後9時3		
				0分						0分		
大ホー平日	人	円	1		大ホー	区日	人	円	円	円		
ル	-			55,000	I I		-}	36,000				
土日休	(700)			58,660		上日休	(700)	40,800	50,400	57,600		
小 ホ 一平日	1 5 0			11,610	 -		1 5 0		10,200			
ル 土日休				13,440		上日休			11,400			
大楽屋	3 0	2, 340			-		3 0	2, 300				
中楽屋	2 0	1, 830			中楽屋		2 0	1, 800	2, 000			
下手楽屋	1 5	1, 120	1, 320		下手楽屋		1 5	1, 100	1, 300			
小楽屋	1 0	1, 010	1, 120		小楽屋		1 0	1, 000	1, 100	1, 200		
上手楽屋	1 5	1, 120	1, 320				1 5	1, 100	1, 300			
101室	2 5	1, 420	1, 830		101室		2 5	1, 400	1, 800			
102室	2 0	1, 220	1, 320		102室		2 0	1, 200	1, 300			
201室	2 5	1, 420	1, 830		201室		2 5	1, 400	1, 800			
202室	2 5	1, 420	1, 830				2 5	1, 400	1, 800			
203室	4 0	3, 660	4, 270	4, 680	203室		4 0	3, 600	4, 200	4,600		
	(60)						(60)					

		改正後				
204室	2 0	1, 320	1, 420	1, 730	204室	2 0
205室	2 0	1, 320	1, 420	1, 730	205室	2 0
206室	1 5	1, 010	1, 120	1, 220	206室	1 5
207室	1 0	710	810	1, 010	207室	1 0
208室	8	8 1 0	910	1, 010	208室	8
3 0 1 室	6 0	5,600	6,620	7, 330	3 0 1 室	6 0
	(160)					(160)
3 0 2 室	2 0	1, 320	1, 420	1, 730	302室	2 0
303A室	2 0	1, 320	1, 420	1, 730	303A室	2 0
303B室	1 5	1, 320	1, 420	1, 730	303B室	1 5
3 0 4 室	1 5	1, 010	1, 120	1, 220	304室	1 5
401室	1 0 0	7, 120	8, 350	9, 570	401室	1 0 0
	(200)					(200)
403室	2 5	1, 420	1, 830	<u>2,030</u>	403室	2 5
多目的ホール	$196\mathrm{m}^2$	<u>6,310</u>	7, 330	7, 330	多目的ホール	$196\mathrm{m}^2$

備考 (略)

別表第3 (第7条の2関係)

附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金	備考
				(円)	
大ホ	舞台	せりピット	1式	4, 270	固定使用の場合を
ール	装置				除く。
		反響板	1式	6,110	
		所作台	1式	7, 940	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4, 270	箱足を含む。
		屏風	1 双	3, 050	

備考 (略)

別表第3 (第7条の2関係)

附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金	備考
				(円)	
大ホ	舞台	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を
ール	装置				除く。
		反響板	1式	6,000	
		所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,200	箱足を含む。
		屏風	1双	3,000	

改正前

3 0 0

3 0 0

7 0 0

8 0 0

3 0 0

1,000

5, 500

1, 300

1, 300

1, 000

7, 000

4 0 0

4 0 0

8 0 0

9 0 0 6, 500

4 0 0

1, 100

1, 400

1, 400

1, 100

8, 200

1, 400 1, 800 2, 000

6, 200 | 7, 200 | 7, 200

700

7 0 0

200

0 0 0

0 0 0

7 0 0

200

7, 200

1, 700

1, 700

9,400

		改正						改正	前
	ひ毛せん	1式	2, 440	赤座布団・赤布を含 む。			ひ毛せん	1式	2,400 赤座布団・赤布を含む。
	指揮台	1台	-	指揮者用・譜面台を 含む。			指揮台	1台	800 指揮者用・譜面台を 含む。
	演台	1台		司会台を含む。				1台	
楽器	スタインウェイ D 型 ピアノ	1台	15,880				スタインウェイ D 型 ピアノ	11台	15,600
	ヤマハ CF ピアノ	1台	7, 940				ヤマハ CF ピアノ	1台	7,800
			1,830		111		音響装置		1,800
装置	エレベーターマイ クロホン	1本	1, 830	中央,下手			エレベーターマイ クロホン	1本	1,800 中央,下手
	マイクロホン	1本	1,830				マイクロホン	1本	1,800
	ワイヤレスマイク						ワイヤレスマイク		2,400電池代を含む。
	ロホン						ロホン		
	カセットテープレ コーダー	1台	1, 830	消耗品を除く。			カセットテープレ コーダー	11台	1,800 消耗品を除く。
				消耗品を除く。			CDデッキ		1,800消耗品を除く。
	ステージスピーカ	1式	1,830				ステージスピーカ	1式	1,800
	モニタースピーカー	1台	8 1 0				モニタースピーカー	1台	800
照明	シーリングライト	1式	1,830			照明	シーリングライト	1式	1,800
装置			1, 830			装置	ボーダーライト	1列	1,800
	サスペンションラ	1列	1,830				サスペンションラ	1列	1,800
	イト						イト		
	ホリゾントライト	1列	1, 830	アッパー, ロアー各 1 列			ホリゾントライト 	1列	1,800 アッパー,ロアー各 1列
	サイドフロントラ イト	1式	1,830				サイドフロントラ イト	1式	1,800

改正後	改正前
トーメンタルライ1式 1,830	トーメンタルライ1式 1,800
バックギャラリー1式 3,050 ライト	バックギャラリー1式 3,000 ライト
センターピンスポ 1台 1,830	センターピンスポ 1台 1,800
ハロゲンピンスポ 1台 <u>1,830</u> ットライト	ハロゲンピンスポ 1台 1,800 ットライト
エフェクトマシン 1台 1,8304台 スポットライト 1KW1台 810移動器具を含む。	エフェクトマシン 1台 1,8004台 スポットライト 1KW 1台 800移動器具を含む。
以下 スポットライト 1.5 1 台 1,010 移動器具を含む。	以下 スポットライト 1.51台 1,000移動器具を含む。
KW以下	KW 以下
ミラーボール 1台 1,830	ミラーボール 1台 1,800
スモークマシン 1台 4,270 スモッグ液を含む。 映写35m/m 映写機 1式 9,770 クセノンランプ,スクリーンを含む。	映写35m/m 映写機 1式 <u>9,600</u> クセノンランプ,ス
装置 クリーンを含む。 16m/m 映写機 1式 6,110 クリーンを含む。 クリーンを含む。	装置
液晶プロジェクタ1式 3,050 スクリーンを含む。	液晶プロジェクタ1式 3,000 スクリーンを含む。
DVD・ブルーレイデ 1 台 <u>8 1 0</u> ィスクプレーヤー	DVD・ブルーレイデ 1 台 <u>800</u> ィスクプレーヤー
その浴室 1室 1,830	その浴室 1室 1,800
小	小 ホ 舞 台 平 台 1 式 2 , 4 0 0 一 式 1 2 枚
ール装置演台 1台 <u>610</u> 司会台を含む。	ール装置演台 1台 <u>600</u> 司会台を含む。

改正後	改正前
楽器 ヤマハ G 3 ピアノ 1 台 4,880	楽器ヤマハG3ピアノ 1台 4,800
照明スポットライト 1式 1,830	照明スポットライト 1式 1,800
装置 増設ライト 1 台 <u>8 1 0</u>	装置 増設ライト 1 台 <u>800</u>
映写液晶プロジェクタ 1 台 3,050 スクリーンを含む。	映写液晶プロジェクタ1台 <u>3,000</u> スクリーンを含む。
装置一	装置 一
音響マイクロホン 1本 1,220	音響マイクロホン 1本 1,200
装置 ワイヤレスマイク 1本 1,220	装置 ワイヤレスマイク 1 本 1,200
ロホン	ロホン
テープレコーダー 1台 1,220	テープレコーダー 1台 1,200
音響装置 1式 1,830	音響装置 1式 1,800
本館茶道 茶用道具 1式 1,830 釜・水指・建水・炭	本館茶道茶用道具
具 道具・棚等	具道具・棚等
御園棚 1式 3,050	御園棚 1式 3,000
毛せん 1式 810	毛せん 1式 <u>800</u>
映写液晶プロジェクタ 1式 3,050 スクリーンを含む。	映写液晶プロジェクタ 1式 3,000 スクリーンを含む。
装置 一	装置 一
	ビデオテープレコ 1台 800 モニターテレビを
音響マイクロホン 1本 810	音響マイクロホン 1本 800
装置 ワイヤレスマイク 1 本 8 1 0	装置 ワイヤレスマイク 1 本 <u>800</u>
ロホン	ロホン
$rac{}{}$ $rac{}$ $rac{}{}$ $rac{}$ $rac{}{}$ $rac{}{}$ $rac{}{}$ $rac{}{}$ $rac{}$ $rac{$	rープレコーダー 1 台 800 CD デッキ等を含
1 1 2 3 3 4 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
その金屏風 1双 2,440	その金屏風 1双 2,400
他 展示パネル 1式 2,440 301室・多目的ホ	他展示パネル 1式 2,400 301室・多目的ホースター
ールで使用する場合の知点な悪いる	ールで使用する場合の知力は悪いる

		改正後			改正前							
			まない。					まない。				
	所作台	1式 4,880			所作台	1式	4,800					
	パーソナルコンピ	(略)			パーソナルコンピ	(略)						
	ユータ				ュータ							
備考	<u>.</u>			備考								
1	• 2 (略)			1 •	2 (略)							
3	1 前項の規定による加	算額の算定におり	いて、10円未満の									
	端数を生じたときは,	これを切り上げる) ₀									
4	(略)			<u>3</u>	(略)							

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例(昭和40年芦屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後								改正前						
別表第2(別表第2(第9条関係)								第9条関	(係)					
地区集	地区集会所施設使用料金表							地区集会所施設使用料金表							
施設名	室名	広さ	収容		施設使	用料金		施設名	室名	広さ	収容		施設使用料金		
			人員	朝	昼	夜	深夜				人員	朝	昼	夜	深夜
				午前9時~	午後 1 時~	午後6時~	午後 11 時					午前9時~	午後 1 時~	午後 6 時~	午後 11 時
	正午 午後5時 午後9時30~翌日午前										正午	午後 5 時	午後9時30	~翌日午前	
	分 8 時													分	8 時

				改正後								改正前			
			人	円	円	円	円				人	円	円	円	円
打出集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	2,850	_	打出集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	2, 400	2,800	
	洋室(B)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>			洋室(B)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	1,000	
	洋室(C)	$35 \mathrm{m}^{2}$	22	<u>1, 220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660		洋室(C)	$35 \mathrm{m}^{2}$	22	<u>1, 200</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	3,600
	洋室(D)	$24 \mathrm{m}^{2}$	14	810	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>			洋室(D)	$24 \mathrm{m}^{2}$	14	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	
翠ケ丘集会所	f洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	<u>2, 030</u>	2, 440	2,850		翠ケ丘集会所	·洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	2, 400	2,800	
	洋室(B)	$32 \mathrm{m}^{2}$	20	<u>1, 120</u>	1, 220	<u>1, 420</u>	2,850		洋室(B)	$32 {\rm m}^{2}$	20	1, 100	<u>1, 200</u>	1,400	2,800
	洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	_		洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
_	洋室(D)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	_		洋室(D)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	
竹園集会所	洋室(A)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1,010</u>	_	竹園集会所	洋室(A)	$19 {\rm m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(B)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>	_		洋室(B)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(C)	$34 {\rm m}^{2}$	22	<u>1, 220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660		洋室(C)	$34 {\rm m}^{2}$	22	<u>1, 200</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	3,600
	洋室(D)	$42\mathrm{m}^{2}$	26	<u>1, 420</u>	<u>1,730</u>	<u>2, 030</u>	<u>4, 070</u>		洋室(D)	$42\mathrm{m}^{2}$	26	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	2,000	4,000
前田集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	<u>2, 030</u>	2,440	<u>2,850</u>		前田集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	<u>2,000</u>	<u>2, 400</u>	<u>2,800</u>	
	洋室(B)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>			洋室(B)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(C)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>			洋室(C)	$19 {\rm m}^{2}$	12	<u>700</u>	800	<u>1,000</u>	
	洋室(D)	$30 \mathrm{m}^{2}$	18	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>	<u>2, 240</u>		洋室(D)	30m^{2}	18	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	<u>2, 200</u>
朝日ケ丘集会	洋室(A)	$63 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	2,850		朝日ケ丘集会	洋室(A)	$63 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	2, 400	2,800	
所	洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	710	<u>810</u>	<u>1,010</u>		所	洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>	2,030		洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	2,000
	洋室(D)	$16 \mathrm{m}^{2}$	10	<u>610</u>	710	<u>810</u>	<u>1,620</u>		洋室(D)	$16 \mathrm{m}^{2}$	10	600	700	800	<u>1,600</u>
	和室(A)	6 畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>			和室(A)	6 畳	12	<u>700</u>	800	<u>1,000</u>	
	和室(B)	6 畳	12	710	<u>810</u>	<u>1, 010</u>			和室(B)	6 畳	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	
春日集会所	洋室(A)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>		春日集会所	洋室(A)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>700</u>	800	<u>1,000</u>	
	洋室(B)	$64 \mathrm{m}^{2}$	40	2, 240	2, 540	<u>2, 950</u>	_		洋室(B)	$64 \mathrm{m}^{2}$	40	2, 200	2, 500	2,900	
	洋室(C)	$15 \mathrm{m}^{2}$	10	<u>610</u>	710	<u>810</u>			洋室(C)	$15 \mathrm{m}^{2}$	10	600	<u>700</u>	800	
	洋室(D)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	_		洋室(D)	$19 {\rm m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(E)	$35 \mathrm{m}^{2}$	22	<u>1, 220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660		洋室(E)	$35 \mathrm{m}^{2}$	22	<u>1, 200</u>	<u>1,500</u>	1,800	3,600

				改正後								改正前			
潮見集会所	洋室(A)	$23 \mathrm{m}^{2}$	14	810	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>		潮見集会所	洋室(A)	$23 \mathrm{m}^{2}$	14	800	1,000	1, 100	_
	洋室(B)	$62 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	2,850			洋室(B)	$62 m^2$	38	2,000	2, 400	2,800	_
	洋室(C)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	1,010			洋室(C)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	1,000	
	洋室(D)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	810	1,010	<u>1, 120</u>	2, 240		洋室(D)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	2, 200
	洋室(E)	$30 \mathrm{m}^{2}$	18	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>	2, 240		洋室(E)	$30 \mathrm{m}^{2}$	18	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	2, 200
	洋室(F)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>			洋室(F)	$20 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>700</u>	800	<u>1,000</u>	
浜風集会所	洋室(A)	$62 m^2$	38	2,030	2, 440	<u>2,850</u>		浜風集会所	洋室(A)	$62 m^2$	38	2,000	2,400	2,800	
	洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>			洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(C)	$25 \mathrm{m}^{2}$	14	810	1,010	<u>1, 120</u>	2, 240		洋室(C)	$25\mathrm{m}^{2}$	14	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	2, 200
	洋室(D)	$15 \mathrm{m}^{2}$	10	610	710	<u>810</u>			洋室(D)	$15 \mathrm{m}^{2}$	10	600	<u>700</u>	800	
	洋室(E)	$13 \mathrm{m}^{2}$	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>			洋室(E)	$13 \mathrm{m}^{2}$	10	<u>600</u>	<u>700</u>	800	
奥池集会所	洋室(A)	$58 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	<u>2,850</u>	5, 700	奥池集会所	洋室(A)	$58 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	2,400	2,800	5,600
	洋室(B)	$17 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	810	<u>1, 010</u>	<u>2, 030</u>		洋室(B)	$17 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	2,000
西蔵集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	<u>2,850</u>		西蔵集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	<u>2, 400</u>	2,800	
	洋室(B)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	810	<u>1,010</u>	<u>1, 120</u>			洋室(B)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	
	洋室(C)	$27 \mathrm{m}^{2}$	16	810	<u>1,010</u>	<u>1, 120</u>	2, 240		洋室(C)	$27 \mathrm{m}^{2}$	16	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	2, 200
	和室	8 畳	16	1,000	1, 100	1, 200			和室	8 畳	16	1,000	1, 100	1, 200	
大原集会所	洋室(A)	$29 \mathrm{m}^{2}$	18	<u>810</u>	1,010	<u>1, 120</u>		大原集会所	洋室(A)	$29\mathrm{m}^{2}$	18	800	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	
	洋室(B)	$62 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	2,850			洋室(B)	$62 m^2$	38	2,000	<u>2, 400</u>	2,800	
	洋室(C)	$22\mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	810	<u>1, 010</u>			洋室(C)	$22\mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(D)	$16 \mathrm{m}^{2}$	10	610	<u>710</u>	<u>810</u>			洋室(D)	$16 \mathrm{m}^{2}$	10	600	<u>700</u>	800	
	洋室(E)	$52 \mathrm{m}^{2}$	32	<u>1,730</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>	<u>4, 480</u>		洋室(E)	$52 \mathrm{m}^{2}$	32	<u>1,700</u>	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	4, 400
茶屋集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,030	2, 440	<u>2,850</u>		茶屋集会所	洋室(A)	$60 \mathrm{m}^{2}$	38	2,000	<u>2, 400</u>	2,800	
	洋室(B)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	810	<u>1, 010</u>			洋室(B)	$19 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>710</u>	810	<u>1,010</u>			洋室(C)	$18 \mathrm{m}^{2}$	12	700	800	<u>1,000</u>	
	洋室(D)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	<u>810</u>	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>	<u>2, 240</u>		洋室(D)	$26 \mathrm{m}^{2}$	16	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1, 100</u>	<u>2, 200</u>
三条集会所	洋室(A)	$17 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1,010</u>		三条集会所	洋室(A)	$17 \mathrm{m}^{ 2}$	12	700	800	1,000	
	洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	710	810	<u>1, 010</u>			洋室(B)	$21 \mathrm{m}^{2}$	12	<u>700</u>	800	<u>1,000</u>	

			改正後						Ş	女正前			
	洋室(C)	42m ² 2	<u>1, 420</u>	1,730	2,030	4,070		洋室(C)	42m ² 26	<u>1, 400</u>	1,700	2,000	4,000
	洋室(D)	44m ² 2	<u>1, 420</u>	<u>1,730</u>	2,030			洋室(D)	44m ² 26	1,400	<u>1,700</u>	2,000	
備考	(略)						備考	(略)					

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後	•					改正前	ή		
別表(第9条関係))					別表(第9条関係	₹)				
施設使用料金	表					施設使用料金	表				
室名	広さ	収容人員	施	設使用料金		室名	広さ	収容人員	施	設使用料金	
			午前 9 時 30	午後 1 時~	午後 3 時~				午前 9 時 30	午後 1 時~	午後 3 時~
			分~正午	午後3時	午後 5 時				分~正午	午後3時	午後5時
会議室 A	$17 \mathrm{m}^{2}$	12 人	600円	480 円	480 円	会議室 A	17 m 2	12 人	<u>500 円</u>	<u>400 円</u>	400 円
会議室 B	$17 \mathrm{m}^{ 2}$	12 人	<u>600 円</u>	<u>480 円</u>	<u>480 円</u>	会議室 B	17 m 2	12 人	<u>500 円</u>	<u>400 円</u>	400 円
会議室 C	$50 \mathrm{m}^{2}$	32人(50人)	<u>1,560円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,320円</u>	会議室 C	$50 \mathrm{m}^{2}$	32人 (50人)	<u>1,300 円</u>	<u>1,100円</u>	1,100円
会議室 D	46 m 2	28 人(48 人)	<u>1,440円</u>	1,200円	1,200円	会議室 D	46 m 2	28 人(48 人)	<u>1,200</u> 円	<u>1,000 円</u>	1,000円
多目的室	6 m 2	4 人	<u>360 円</u>	<u>240 円</u>	240 円	多目的室	6 m 2	4 人	<u>300 円</u>	<u>200 円</u>	200 円
オープンスペース 1	$84 \mathrm{m}^{2}$	50 人	<u>4,200 円</u>	<u>3,360円</u>	<u>3,360 円</u>	オープンスペース 1	$84 \mathrm{m}^{2}$	50 人	<u>3,500 円</u>	<u>2,800 円</u>	2,800円
オープンスペース 2	$35 \mathrm{m}^2$	20 人	1,080円	960 円	960 円	オープンスペース 2	$35 \mathrm{m}^{2}$	20 人	900 円	800 円	800 円

	改正後		改正前
備考 (略)		備考	(略)

(芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例(平成22年芦屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後								改正前	•		
別表第1 (第11条関係)				別	表第1	(第1	1条関係	系)				
施設使用料金表					施設	使用彩	∤金表					
1 国際交流センター			1	国際	交流も	ニンター						
室名 広さ 収容人員	施設使用料			室名	広さ	収容人	員		施設使用料	料金 (円)		
(m ²) (人)	朝星	圣	夜			(m^2)	(人)		朝	星	<u>R</u>	夜
	午前9時~午後1時~	午後3時~	午後6時~						午前9時~	午後1時~	午後3時~	午後6時~
	正午 午後3時	午後 5 時	午後9時3						正午	午後3時	午後 5 時	午後9時3
			0分									0分
多 2 0 1 7 9 多目的室 4 8	2, 440 1, 420	1, 420	3, 150	多	2 0 1	7 9	多目的室	4 8	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
目室 (180)				目	室		(180)					
的 2 0 2 7 9 4 8	2, 440 1, 420	1, 420	3, 150	的	2 0 2	7 9		4 8	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
室 室				室	室							
2 0 3 7 9 4 8	2, 440 1, 420	1, 420	3, 150		2 0 3	7 9		4 8	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
室					室							

	改正後							改正前			
204室 72	442, 240	1, 320	1, 320	2, 950	204室	7 2	4 4	2, 200	1, 300	1, 300	2, 900
205室 43	261, 320	8 1 0	8 1 0	1, 730	205室	4 3	2 6	1, 300	800	800	1, 700
206調 78	304, 170	2, 440	2, 440	6,000	2 0 6 調	7 8	3 0	4, 100	2, 400	2, 400	5, 900
理・試食室					理・試食室						

2 潮芦屋集会所

室名	広さ	収容	施	設使用料金(円)
		人員	朝	昼	夜
		(人)	午前9時~正午	午後1時~午後5	午後6時~午後
				時	9時30分
101室	$5~2\mathrm{m}^2$	3 2	<u>1,730</u>	<u>1,930</u>	2, 240
102室	$3.5\mathrm{m}^2$	2 2	1, 220	1, 520	1, 830
103室	$1~7~\mathrm{m}^{2}$	1 2	7 1 0	810	1, 010
104和室	8 畳	1 6	1, 010	1, 120	1, 220

2 潮芦屋集会所

- 1						
	室名	広さ	収容	施	設使用料金(円)
			人員	朝	昼	夜
			(人)	午前9時~正午	午後1時~午後5	午後6時~午後
					時	9時30分
	101室	$5 \ 2 \mathrm{m}^2$	3 2	<u>1,700</u>	1, 900	2, 200
	102室	$3.5\mathrm{m}^2$	2 2	<u>1, 200</u>	1, 500	<u>1,800</u>
	103室	$1~7\mathrm{m}^2$	1 2	700	800	1, 000
	104和室	8畳	1 6	1,000	1, 100	1, 200

3 屋外交流広場

	区分							力	施設	使	Ī用	米	金	(円)									
		午前	9 1	侍~	午前	1	1	時	午後	1	時~	(午後	3	時	\sim	午後	5	時	\sim	午	後	7	時~	\
		午前	1	1 時	~午	後	1	時	午後	3	時		午後	5	時		午後	7	時		午	後	9	時	
屋	テニスコ	1,	4	4 0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1	,	4	4	0
7.1	ートA																								
交	テニスニ	1,	4 4	4 0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1	,	4	4	О
流	ートB																								
広	テニスコ	1,	4 4	4 0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1,	4	4	0	1	,	4	4	0
場	— Ի C																								

3 屋外交流広場

п			_																						
		区分)	施設	:使	可用	米	斗金	(円)								
				午前	9	時~	午	前	1 1	一時	午後	1	時~	(午後	3	時~	午後	5	時	\	午後	ź 7	時	\
				午前	1	1 時	\sim	午往	後]	一時	午後	3	時		午後	5	時	午後	7	時		午後	ź 9	時	
	屋	テニス	コ	1,	2	0 0	1	, :	2 (0 (1,	2	0 (0	1,	2	0 0	1,	2	0	0	1,	2	0	0
	外	ートA																							
	交	テニス	П	1,	2	0 0	1	, :	2 (0 (1,	2	0 (0	1,	2	0 0	1,	2	0	0	1,	2	0	О
	流	一ト B																							
	広	テニス	П	1,	2	0 0	1	, :	2 (0 (1,	2	0 (0	1,	2	0 0	1,	2	0	0	1,	2	0	0
	場	— ト C																							
ı		/++ 1-y																							

備考

1 (略)

2 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端

備考

1 (略)

	改	正後				改	正前		
	数を生じたときは、これを	ジ切り」	こげる。						
	3_ (略)					<u>2</u> (略)			
	<u>4</u> (略)				-	<u>3</u> (略)			
	第2(第12条関係) 附属設備等使用料金表					第2(第12条関係) 附属設備等使用料金表			
種別	品名	単位	使用料金	備考	種別	品名	単位	使用料金	備考
			(円)					(円)	
映写	液晶プロジェクター	1式	2, 030	スクリーンを含む。	映写	液晶プロジェクター	1式	2, 000	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤ	1台	1, 010	モニターテレビを		ブルーレイディスクプレーヤ	1台	1, 000	モニターテレビを
	_			含む。		_			含む。
音響	多目的室音響装置	1式	1, 830	マイクを含む。	音響	多目的室音響装置	1式	<u>1,800</u>	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	<u>1,010</u>	マイクを含む。		204室・205室音響装置	1式	1, 000	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロ	1本	8 1 0			多目的室ワイヤレスマイクロ	1本	800	
	ホン					ホン			
	CDデッキ	1台	810			CD デッキ	1台	800	
(略)					(略)				
備湯	考 (略)				備	考 (略)			

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			改正後						改正前		
別表(第	10 🗐	条関係)				別表(第	等10多	条関係)			
施設	使用料	斗金表				施割	设使用料	料金表			
室名	広さ	収容人員	施	設使用料金(円)	室名	広さ	収容人員	施記	设使用料金(円)
	(m^2)	(人)	午前9時30	午後1時~午	午後3時~午		(m^2)	(人)	午前9時30	午後1時~午	午後3時~午
			分~正午	後3時	後5時				分~正午	後3時	後 5 時
小会議室	(略)					小会議室	(略)				
大会議室	6 2	4 5	1, 620	1, 320	1, 320	大会議室	6 2	4 5	1, 600	1, 300	1, 300
1		(66)				1		(66)			
大会議室	5 0	3 0	1, 320	1, 120	1, 120	大会議室	5 0	3 0	1, 300	1, 100	1, 100
2		(54)				2		(54)			
備考	(略)					備考	(略)				

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2 (第4条及び第5条関係)	別表第2 (第4条及び第5条関係)
1 預かり保育料	1 預かり保育料
(1) 市立幼稚園	(1) 市立幼稚園

改正後		改正前	
区分	預かり保育料	区分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額900円	春季,夏季及び冬季の休業日	日額800円
上記以外の日	日額 <u>450円</u>	上記以外の日	日額 <u>400円</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第17条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例(平成22年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後								改正前		
別表第1(別表第1 (第9条関係)					別表第1(第9条	関係)			
福祉セ	福祉センター施設使用料金表					福祉セ	ンター	施設使用料	金表		
室名	広さ	収容人員	施設使用料金(円)			室名	広さ	収容人員	施	i設使用料金	(円)
	(m^2)	(人)	朝	昼	夜		(m^2)	(人)	朝	昼	夜
			午前9時~	午後1時~	午後6時~				午前9時~	午後1時~	午後6時~
			正午	午後5時	午後9時30分				正午	午後5時	午後9時30分
会議室1	8 3	3 6	3, 360	4, 480	3, 970	会議室1	8 3	3 6	3, 300	4, 400	3, 900
		(72)						(72)			
会議室2	5 7	2 4	2, 340	<u>3,050</u>	2, 640	会議室 2	5 7	2 4	2, 300	3, 000	2,600
多目的	2 2 4	1 5 6	7, 120	9, 570	8, 350	多目的	2 2 4	1 5 6	7,000	9, 400	8, 200

	改正後							改正前	ĵ				
ホール		(300)					ホール		(300)				
調理·	1 5 4	調理室31	8,86	0 11, 8	3 1 0	10, 280	調理·	1 5 4	調理室31	8, 7	0 0 1 1, 6	0 0	10, 100
実習室		食事室32					実習室		食事室32				
運動室	2 9 6	_	4, 68	0 6, 2	2 1 0	<u>5,390</u>	運動室	2 9 6		<u>4,6</u>	00 6, 1	0.0	<u>5,300</u>
備考	(略)						備考	(略)					
別表第2	(第10	条関係)					別表第2	(第10	条関係)				
附属記	設備等使	用料金表					附属	設備等使	用料金表				
種別	ı	品名	単位	使用料金		備考	種別	F	1名	単位	使用料金		備考
				(円)							(円)		
映写	プロジェ	クター	1式	1, 010			映写	プロジェク	カター	1式	1, 000		
音響	多目的ホ	ール音響設	1式	2, 030	マイク	,デッキ等を含	音響	多目的ホ	ール音響設	1式	2, 000	マイク,	デッキ等を含
	備				む。			備				む。	
	会議室 1	音響設備	1式	1, 520	マイク	を含む。]	会議室1音	音響設備	1式	<u>1,500</u>	マイクを	:含む。
	ワイヤレ	ス拡声器	1式	1, 010	マイク	を含む。		ワイヤレス	ス拡声器	1式	1, 000	マイクを	含 む。
備考	(略)						備考	(略)					

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
別表第1 (第9条関係)	別表第1 (第9条関係)				

	改正後							改正前					
老	老人福祉会館施設使用料金表						老人福祉会館施設使用料金表						
番		室名	収容人員	施記	没使用料金	番		室名	収容人員	施詞	没使用料金		
					夜						夜		
				午後6時	~午後9時30分					午後6時	~午後9時30分		
1	1 1 1 7	大広間	人		円	1	1 1 1 1	大広間	人		円		
			1 4 0		<u>12,010</u>				1 4 0		<u>11,800</u>		
2	1 1 2 7	中室	2 0		2, 240	2	1 1 2 季	1室	2 0		2, 200		
3	舞台				1,620	3	舞台				1,600		
備考	(略)					備考	(略)						
別表第	2 (第9	9条の2関係)				別表第2 (第9条の2関係)							
附	属設備等	等使用料				附属設備等使用料							
租		Fi.	1名	単位	使用料(円)	租	重別	F	品名	単位	使用料(円)		
照明器	:具	スポットライ	<u> </u>	1台	8 1 0	照明器	具	スポツトライ	, <u>F</u>	1台	800		
音響装	置	マイクロホン	/	1 本	8 1 0	音響装	置	マイクロホン	/	1 本	800		
		ワイヤレスマ	イクロホン	1本	8 1 0			ワイヤレスマ	アイクロホン	1本	800		
		テープレコー	-ダー	1台	810			テープレコー	-ダー	1台	800		
	レコードプレーヤー		1台	<u>8 1 0</u>			レコードプレ	ノーヤー	1台	800			
その他		金屏風		1 双	2, 440	その他		金屏風		1 双	2, 400		
備考	(略)					備考	(略)						

(芦屋市介護保険条例の一部改正)

第19条 芦屋市介護保険条例(平成12年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(保険料の督促手数料)	(保険料の督促手数料)				
第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。	第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき70円とする。				

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第20条 芦屋市国民健康保険条例(昭和38年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(督促手数料)	(督促手数料)				
第20条 督促手数料は、督促状1通につき <u>80円</u> とする。	第20条 督促手数料は、督促状1通につき <u>70円</u> とする。				

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第21条 芦屋市後期高齢者医療に関する条例(平成20年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(保険料の督促手数料)	(保険料の督促手数料)				
第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。	第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき70円とする。				

(芦屋市霊園使用条例の一部改正)

第22条 芦屋市霊園使用条例(昭和28年芦屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後		改正前				
(維持費)			(維持費)				
	要な経費として, 次の区分によ		第8条 使用者は、第5条及び第6条の使用料のほかに、霊園の維持管理上必要な経費として、次の区分により毎年維持費を納付しなければならない。				
種別	単位	金額	種別	単位	金額		
普通霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,220円</u>	普通霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,200円</u>		
芝生霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,220円</u>	芝生霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,200円</u>		

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)

第23条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(昭和55年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収)	(清算金の分割徴収)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 • 3 (略)	2・3 (略)
4 法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通 について80円の督促手数料を徴収する。	4 法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通 について <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。
5 (略)	5 (略)

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)

第24条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成30年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料及び延滞金)	(督促手数料及び延滞金)
	第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法 第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通につ いて70円の督促手数料を徴収する。 2・3 (略)

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第25条 芦屋市都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表第4(第10条関係)				別表第4 (第10条関係)						
1・2 (略)					1 • 2 (略)					
3 有料公園施設を利用する場合				3 有料公園施設を利用する場合						
施設の種類		使用区	使用料	超過料金	施設の種類 使用国		使用区	使用料		超過料金
		分					分			
川西運	運動場	専用	1時間 720円	1時間増すごとに(1	川西運	運動場	専用	1時間 60	00円	1時間増すごとに(1
動場				時間未満は1時間とす	動場					時間未満は1時間とす
				る。) <u>720円</u>				_		る。) <u>600円</u>
朝日ケ	水泳プ	一般	大人(中学 1 回券		朝日ケ	水泳プ	一般	大人(中学	1回券	
丘公園	ール		生以上) <u>480円</u>		丘公園	ール		生以上)	400円	
			子供(4歳 1回券					子供(4歳	1回券	
			以上小学生 240円					以上小学生	200円	
			以下)					以下)		
		専用	2時間 72,000	1時間増すごとに(1			専用	2時間 60	0,000	1時間増すごとに(1
			円(2時間未満は2時	時間未満は1時間とす				円 (2時間ラ	未満は2時	時間未満は1時間とす
			間とする。)	る。) <u>36,000</u>				間とする。)		る。) <u>30,000</u>
				<u>円</u>						<u>円</u>

改正後				改正前					
海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学1 回券生以上)4 0 0 円子供(4歳1 回券以上小学生2 0 0 円		海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学1 回券生以上)4 0 0 円子供(4歳1 回券以上小学生2 0 0 円	
		専用	以下) 2時間 <u>61,110</u> 円(2時間未満は2時間とする。)				専用	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0 1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とする。) 30,000
	温水プール	一般	大人(中学 1 回券 生以上) 8 1 0 円 子供(4歳 1 回券 以上小学生 4 0 0 円 以下)			温水プール	一般	大人(中学 1 回券 生以上) 8 0 0 円 子供(4歳 1 回券 以上小学生 4 0 0 円 以下)	11
			大人(中学生以上) 8,140円 子供(4歳以上小学生 以下) 4,070円					大人(中学生以上) 8,000円 子供(4歳以上小学 以下) 4,000	
			大人(中学生以上) <u>6,510円</u> 子供(4歳以上小学生 以下) <u>3,250円</u>					大人(中学生以上) <u>6,400円</u> 子供(4歳以上小学 以下) <u>3,200</u>	
	駐車場 (略)			駐車場	(略)	T			
東浜公園,西浜公園	庭球場	専用	1時間 <u>610円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>610円</u>		庭球場	専用	1 時間 <u>6 0 0 円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>600円</u>

			改正後					
芦屋中	野球場,	専用	1時間 1,830円	1 時間増すごとに (1	芦屋中	野球場,	専用	1時間 1,800円 1時間増すごとに(1
央公園	芝生広			時間未満は1時間とす	央公園	芝生広	, , , ,	時間未満は1時間とす
	場			る。) 1,830円		場		る。) <u>1,800円</u>
	駐車場	(略)		- v , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		駐車場	(略)	1
芦屋市	陸上競	一般	大人 1回		芦屋市	陸上競	一般	大人 1回
総合公	技場	/150	480円		総合公	技場	/100	400円
園	25.00		学生(高校 1 回		園	150 1/15		学生(高校 1 回
			生以下) 240円					生以下) 200円
		専用	平日 1時間 4,0	1 時間増すごとに(1			専用	平日 1時間 4,0 1時間増すごとに(1
			7 0 円	時間未満は1時間とす				00円 時間未満は1時間とす
				る。) 4,070円				る。) 4,000円
			日曜日, 土曜日及び祝	1 時間増すごとに (1				日曜日, 土曜日及び祝 1 時間増すごとに(1
			日法による休日 1時	時間未満は1時間とす				日法による休日 1時 時間未満は1時間とす
			間 4,880円	る。) <u>4,880円</u>				間 <u>4,800円</u> る。) <u>4,800円</u>
	第1ス	専用	平日 1時間 500	1時間増すごとに(1		第1ス	専用	平日 1時間 500 1時間増すごとに (1
	ポーツ		円	時間未満は1時間とす		ポーツ		円 時間未満は1時間とす
	コート			る。) 500円		コート		る。) 500円
			日曜日, 土曜日及び祝	1時間増すごとに(1				日曜日, 土曜日及び祝 1時間増すごとに (1
			日法による休日 1時	時間未満は1時間とす				日法による休日 1時 時間未満は1時間とす
			間 <u>610円</u>	る。) <u>610円</u>				間 <u>600円</u> る。) <u>600円</u>
	第2ス	専用	平日 午前9時から正	1時間増すごとに(1		第2ス	専用	平日 午前9時から正 1時間増すごとに(1
	ポーツ		午まで 1時間 2,	時間未満は1時間とす		ポーツ		午まで 1時間 2, 時間未満は1時間とす
	コート		030円(1時間未満	る。) <u>2,030円</u>		コート		000円 (1時間未満 る。) 2,000円
			は1時間とする。)					は1時間とする。)
			平日 正午から午後6	1時間増すごとに(1				平日 正午から午後6 1時間増すごとに(1
			時まで 1時間 <u>5,</u>	時間未満は1時間とす				時まで 1時間 <u>5</u> 時間未満は1時間とす
			090円(1時間未満	る。) <u>5,090円</u>				000円 (1時間未満 る。) 5,000円
			は1時間とする。)					は1時間とする。)

			 改正後					 改正前	
		1	T		111	1	1	T	LHH ()() ()
			平日 午後6時から午					平日 午後6時から午	
			後10時まで 1時間	時間未満は1時間とす				後10時まで 1時間	時間未満は1時間とす
			6,110円(1時	る。) <u>6,110円</u>				6,000円(1時	る。) <u>6,000円</u>
			間未満は1時間とす					間未満は1時間とす	
			る。)					る。)	
			日曜日, 土曜日及び祝	1時間増すごとに(1				日曜日, 土曜日及び祝	1時間増すごとに(1
			日法による休日 午前	時間未満は1時間とす				日法による休日 午前	時間未満は1時間とす
			9時から午後10時ま	る。) <u>6,110円</u>				9時から午後10時ま	る。) <u>6,000円</u>
			で 1時間 <u>6,11</u>					で 1時間 <u>6,00</u>	
			0円 (1時間未満は1					0円(1時間未満は1	
			時間とする。)					時間とする。)	
		一般	1人1時間 500円	1時間増すごとに(1			一般	1時間 500円(1	1時間増すごとに(1
			(1時間未満は1時間	時間未満は1時間とす				時間未満は1時間とす	時間未満は1時間とす
			とする。)	る。) 500円				る。)	る。) 500円
	会議室	専用	1時間 1,010円	1時間増すごとに(1		会議室	専用	1時間 1,000円	1時間増すごとに(1
				時間未満は1時間とす					時間未満は1時間とす
				る。) <u>1,010円</u>					る。) <u>1,000円</u>
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は	は無料とし、30分を超		駐車場	一般	駐車時間が30分以内	は無料とし、30分を超
			えるときは、30分まで	でごとに100円とす				えるときは、30分ま	でごとに100円とす
			る。ただし、大型自動車	重は, 1台につき1回 <u>2</u> ,				る。ただし、大型自動車	重は, 1台につき1回 <u>2,</u>
			<u>030円</u> とする。					<u>000円</u> とする。	
芦屋公	庭球場	専用	平日 1時間 1,5	1時間増すごとに(1	芦屋公	庭球場	専用	平日 1時間 1,5	1時間増すごとに (1
園			20円	時間未満は1時間とす	遠			00円	時間未満は1時間とす
				る。) <u>1,520円</u>]				る。) <u>1,500円</u>
			日曜日, 土曜日及び祝	1時間増すごとに(1				日曜日, 土曜日及び祝	1時間増すごとに(1
			日法による休日 1時	時間未満は1時間とす				日法による休日 1時	時間未満は1時間とす
			間 2,030円	る。) <u>2,030円</u>]			間 2,000円	る。) <u>2,000円</u>
	会議室	(略)] [会議室	(略)		

		改正後			改正前
	駐車場	(略)		駐車場	(略)
南緑地	(略)		南緑地	(略)	

備考 (略)

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公	野球場照明	30分 2,130円	30分につき 2,1
園		(30分未満は30分	30円
		とする。)	(30分未満は30分
			とする。)
	野球場スコ	1時間 400円	1 時間につき 400
	アボード	(1時間未満は1時間	円
		とする。)	(1時間未満は1時間
			とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	(略)		
朝日ケ丘公園	(略)		
海浜公園	(略)		
芦屋市総合	第1スポー	1時間 450円	1 時間につき 450
公園	ツコート照	(1時間未満は1時間	円
	明	とする。)	(1時間未満は1時間
			とする。)
	第2スポー	1時間 910円	1時間につき 910
	ツコート照	(1時間未満は1時間	円 (1時間未満は1時
	明	とする。)	間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボー	1式 1日 1,01	
	ド	0円(1日未満は1日	
		とする。)	

備考 (略)

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

+/=n- a		T	V 42	和加利人		
<u> </u>		設備の種類	金額	超過料金		
芦屋中	央公	野球場照明	30分 2,100円	30分につき 2,1		
園			(30分未満は30分	00円		
			とする。)	(30分未満は30分		
				とする。)		
		野球場スコ	1 時間 400円	1 時間につき 400		
		アボード	(1時間未満は1時間	円		
			とする。)	(1時間未満は1時間		
				とする。)		
		放送器具	1式 500円			
川西運	動場	(略)				
朝日ケ	丘公園	(略)				
海浜公	遠	(略)				
芦屋市	総合	第1スポー	1 時間 450円	1 時間につき 450		
公園		ツコート照	(1時間未満は1時間	円		
		明	とする。)	(1時間未満は1時間		
				とする。)		
		第2スポー	1時間 900円	1時間につき 900		
		ツコート照	(1時間未満は1時間	円(1時間未満は1時		
		明	とする。)	間とする。)		
		放送器具	1式 500円			
		展示用ボー	1式 1日 1,00			
		ド	0円 (1日未満は1日			
			とする。)			

	改正後		改正前
芦屋公園	(略)	芦屋公園	(略)
5 • 6	(略)	5 • 6	(略)

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後						改正前						
別表第2	別表第2 (第5条関係)				別表第2	(第5条)	 厚 係)						
1 J R	ス 芦屋駅北	2.自転車駐車	場の使用料	4			1 ЈБ	で、芦屋駅は	比自転車駐車	工場の使用料	4		
自転車等			使用料	· (円)			自転車等			使用料	(円)		
の種類		定期	使用		_	一時使用	の種類		定期	使用		_	一時使用
]	L 月	3	月	1 目	回数使用			1月	3	月	1 目	回数使用
	地下1階	地下2階	地下1階	地下2階		(11回分)		地下1階	当地下2階	地下1階	地下2階		(11回分)
自転車	2,030	1,420	5,600	3,870	(略)		自転車	2,00	01,400	5,500	3,800	(略)	
原動機付	3,050	2,130	8,350	5,800			原動機付	3,00	02,100	8,200	5,700		
自転車							自転車						
2 阪神	2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料					2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料							
自転車等	の種類		使	用料 (円)			自転車等の種類 使用料(円)						
		定	期使用		→ B	 持使用			定	期使用		— B	寺使用

1						
		1月	3月	1 日	回数使用	
					(11回分)	
	自転車	2, 030	5, 600	(略)		自転車
	原動機付自転車	3, 050	<u>8,350</u>			原動機付自転車

3 阪神打出駅前自転車駐車場,阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJ R芦屋駅南自転車駐車場3の使用料

自転車等の種類	使用料 (円)						
	定其	用使用	一時使用				
	1月	3 月	1 日	回数使用			
				(11回分)			
自転車	1, 520	4, 270	(略)				
原動機付自転車	2, 540	7, 330					
自動二輪車	(略)						

4 阪神打出駅南自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1, JR芦屋駅南自転車駐車場2, JR 芦屋駅南自転車駐車場4, JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料

自転車等の種類	使用料 (円)					
	定其	月使用	一時使用			
	1月	3 月	1 目	回数使用		
				(11回分)		
自転車	1, 520	4, 270	(略)			
原動機付自転車	2, 540	7, 330				

改正前									
	1月	3 月	1 目	回数使用					
				(11回分)					
自転車	2, 000	<u>5, 500</u>	(略)						
原動機付自転車	3,000	8, 200							

3 阪神打出駅前自転車駐車場,阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJ R芦屋駅南自転車駐車場3の使用料

自転車等の種類	使用料(円)						
	定期	使用	一時使用				
	1月	3 月	1 目	回数使用			
				(11回分)			
自転車	1, 500	4, 200	(略)				
原動機付自転車	2, 500	7, 200					
自動二輪車	(略)						

4 阪神打出駅南自転車駐車場,阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1,JR芦屋駅南自転車駐車場2,JR 芦屋駅南自転車駐車場4,JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦 屋駅南自転車駐車場9の使用料

自転車等の種類	使用料(円)					
	定期	使用		時使用		
	1月	3 月	1 日	回数使用		
				(11回分)		
自転車	1, 500	4, 200	(略)			
原動機付自転車	2, 500	7, 200				

	改正後						改正前		
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料			5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類		使用料	(円)		自転車等の種類	使用料 (円)			
	定期	使用	1	時使用		定期	使用	_	時使用
	1月	3 月	1 目	回数使用		1月	3 月	1 日	回数使用
				(11回分)					(11回分)
自転車	2, 030	<u>5,600</u>	(略)		自転車	2, 000	<u>5, 500</u>	(略)	
原動機付自転車	3, 050	8, 350			原動機付自転車	3, 000	<u>8,200</u>		
自動二輪車	(略)				自動二輪車	(略)			
6 阪急芦屋川駅	 R 南月若自転車	駐車場の使用	针		6 阪急芦屋川駅	訳南月若自転車	[駐車場の使用料	의	
自転車等の種類		使用料	(円)		自転車等の種類		使用料 (円)		
	定期	使用	_	時使用		定其	定期使用		·時使用
	1月	3月	1 目	回数使用		1 月	3月	1 目	回数使用
				(11回分)					(11回分)
自転車	2,030	<u>5,600</u>	(略)		自転車	<u>2,000</u>	<u>5, 500</u>	(略)	
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市道路占用料条例の一部改正)

第27条 芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料及び延滞金)	(督促手数料及び延滞金)
第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。	第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。
2 · 3 (略)	2・3 (略)

(芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成8年芦屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改立	E後	改正前			
別表第3 (第6条関係)		別表第3 (第6条関係)			
回数券の種類	回数券の金額	回数券の種類	回数券の金額		
		22度券	<u>5,000円</u>		
48度券	10,000円	48度券	10,000円		
備考 (略)		備考 (略)			
別表第4 (第6条関係)		別表第4 (第6条関係)			
駐車場所	月額料金	駐車場所	月額料金		
地下1階	33,000円	地下1階	30,000円		
地下2階	29,700円	地下 2 階	27,000円		
地下3階	27,500円	地下 3 階	25,000円		

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (芦屋市市税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市市税条例第12条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の芦屋市手数料条例別表5の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第4条の規定は、令和2年4月1日 以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例に よる。

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際,改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は,改正 後の規定にかかわらず,なお従前の例による。

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際,改正前の芦屋市立公民館設置条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は,改 正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を

受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際、改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例による改正後の芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、令和2年4月1日以後に排出される廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に排出される廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の際、改正前の芦屋市民会館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者 に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の際、改正前の芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、 令和2年4月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。 (芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 18 この条例の施行の際、改正前の芦屋市福祉センターの管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

19 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

20 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第8条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

21 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第20条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手 数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2.2 この条例による改正後の芦屋市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市霊園使用条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例による改正後の芦屋市霊園使用条例第8条の規定は、令和2年度以降分の維持費について適用し、令和元年度分までの維持費については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例第14条第4項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促

状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過 措置)

25 この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する 条例第17条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促 状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

26 この条例の施行の際、改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正 後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

27 この条例の施行の際、改正前の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている 者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

28 この条例による改正後の芦屋市道路占用料条例第6条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促 手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

29 この条例の施行の際、改正前の芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の引上げ分を使用料・手数料等に適正に転嫁するとともに、 行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手 数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、次に掲げる使用料・手数料等の額を引き上げる。

ア 打出教育文化センター関係 (第4条関係)

	会議室使用料金	改正案(円)	現 行(円)
	午前9時~正午	4, 370	4, 300
大会議室	午後1時~午後5時	5, 090	5, 000
	午後6時~午後9時30分	5, 700	5, 600
小会議室	午前9時~正午	1, 420	1, 400
	午後1時~午後5時	1, 730	1, 700
	午後6時~午後9時30分	1, 930	1, 900
	午前9時~正午	2, 240	2, 200
和室	午後1時~午後5時	2, 540	2, 500
	午後6時~午後9時30分	2, 850	2, 800

イ 公民館関係 (第6条関係)

(ア) 施設使用料金

		改正案(円)		現 行(円)			
室名	午前9時~ 正午		午後6時~午 後9時30分		,	午後6時~午 後9時30分	
113室	1, 420	1,830	2, 030	1, 400	1, 800	2, 000	
114室	2, 950	3, 460	3, 760	2, 900	3, 400	3, 700	
115室	7 1 0	8 1 0	1, 010	7 0 0	800	1,000	
116多目的室	3, 970	4,680	5, 290	3, 900	4,600	5, 200	
211室	1, 420	1,830	2, 030	1, 400	1,800	2, 000	
212室	1, 120	1, 320	1, 730	1, 100	1, 300	1, 700	
2 1 3 幼児室	1, 730	1, 930	2, 340	1, 700	1, 900	2, 300	
2 1 4 料理室	4, 170	4,880	5,600	4, 100	4, 800	5, 500	
2 1 5 美術室	3, 150	3,660	4, 170	3, 100	3,600	4, 100	
2 1 6 工芸室	1, 620	1, 930	2, 240	1, 600	1, 900	2, 200	
217室	2, 540	2, 950	3, 150	2, 500	2, 900	3, 100	
218講義室	3, 050	3, 560	3, 760	3, 000	3, 500	3, 700	
2 1 9 音楽室	8, 750	10, 380	11, 810	8,600	10, 200	11,600	
219音楽室控室	5 0 0	6 1 0	7 1 0	5 0 0	600	700	
220和室	1, 620	1, 930	2, 240	1,600	1, 900	2, 200	
展示場	6, 310	7, 330	7, 330	6, 200	7, 200	7, 200	

(1) 附属設備等使用料金

種別	品名	単位	改正案(円)	現 行(円)
	液晶プロジェクター	1台	3, 050	3, 000
映写装置	ビデオテープレコーダー・ DVD プレーヤー	1台	8 1 0	8 0 0
	マイクロホン	1本	8 1 0	800
音響装置	ワイヤレスマイクロホン	1本	8 1 0	800
	テープレコーダー	1台	8 1 0	800
	ピアノ	1台	1, 830	1, 800
音楽関係	指揮台	1台	6 1 0	600
	譜面台	1組	6 1 0	600
	イーゼル	1組	8 1 0	800
学 经	モデル台	1式	8 1 0	800
美術· 工芸関係	陶芸窯	1式	1, 830	1, 800
上云舆体	電動式ろくろ	1組	8 1 0	800
	スポットライト	1台	6 1 0	600
その他	ロッカー	1区分	9 1 0	900
て V / 刊也	スチール棚	1区分	1, 220	1, 200

ウ 体育館・青少年センター使用料関係 (第7条関係)

附属設備等使用料金

品名	単位	改正案(円)	現 行(円)
アリーナ放送設備	1式	1, 010	1, 000
アリーナ空調設備	1式	7 1 0	7 0 0
物品ロッカー(大)	1台	2, 030	2, 000
物品ロッカー(小)	1台	1, 010	1, 000

工 谷崎潤一郎記念館関係 (第8条関係)

使用料	ト・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
観覧料(特別展示)	(1人につき)	1, 010 (上限額)	1,000 (上限額)
特別観覧料撮影	モノクロ (出版等の収入が 伴う場合)	1, 010	1, 000
飯彰 (1点1日につき)	カラー (出版等の収入が伴う場合)	2, 030	2, 000
館外貸出料(1件に	つき)	10,180 (上限額)	10,000 (上限額)
講義室	午前9時~正午	1, 420	1, 400
	午後1時~午後5時	1,830	1, 800

才 美術博物館関係 (第9条関係)

使用料	・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
特別展示観覧料(1人	(につき)	2,030円 (上限額)	2,000 (上限額)
特別観覧料	モノクロ (出版等の収入が 伴う場合)	1, 010	1, 000
撮影 (1点1日につき)	カラー (出版等の収入が伴う場合)	2, 030	2, 000
	午前10時~正午	2, 850	2, 800
講義室	午後1時~午後4時30分	4, 370	4, 300
	午前10時~午後4時30分	7, 230	7, 100
	午前10時~正午	4, 170	4, 100
体験学習室	午後1時~午後4時30分	6,820	6, 700
	午前10時~午後4時30分	11,000	10,800

カ 廃棄物の減量及び適正処理関係(第10条関係)

目	F数料名称		改正案(円)	現 行(円)
	し尿汲取	手数料	20, 370	20,000
		大型犬等	3, 050	3, 000
廃棄物処理手数料	死獣	中型犬等	2, 540	2, 500
		小型犬等	2, 030	2, 000
特定家庭用機器再	冷蔵庫,冷凍庫		7, 020	6, 900
商品化法施行令で 定める機械器具の 処理手数料(市が	エアコンディショナー, 洗濯機, 衣類乾燥機		6, 410	6, 300
収集する場合)	テレビジョン受信機		4, 270	4, 200
特定家庭用機器再 商品化法施行令で 定める機械器具の	冷蔵庫,冷凍庫, エアコンディショナー, 洗濯機,衣類乾燥機		5, 190	5, 100
処理手数料(市の 施設に搬入する場 合)	テレビジ	ョン受信機	3,660	3, 600

キ 市民会館関係 (第11条関係)

(ア) 施設使用料金

		改正案(円)		現 行(円)			
室名	午前9時~		午後6時~午 後9時30分			午後6時~午 後9時30分	
大平日	36,660	46, 440	55,000	36,000	45,600	54,000	
ホール 土日休	41, 550	51, 330	58,660	40,800	50,400	57,600	
小 平日	9, 160	10,380	11,610	9,000	10,200	11, 400	
ホール 土日休	9,770	11,610	13, 440	9,600	11, 400	13, 200	
大楽屋	2, 340	2, 850	3, 050	2, 300	2, 800	3, 000	
中楽屋	1,830	2, 030	2, 240	1,800	2, 000	2, 200	
下手楽屋	1, 120	1, 320	1, 420	1, 100	1, 300	1, 400	
小楽屋	1, 010	1, 120	1, 220	1,000	1, 100	1, 200	
上手楽屋	1, 120	1, 320	1, 420	1, 100	1, 300	1, 400	
101室	1, 420	1, 830	2, 030	1, 400	1, 800	2, 000	
102室	1, 220	1, 320	1, 520	1, 200	1, 300	1, 500	
201室	1, 420	1, 830	2, 030	1, 400	1, 800	2, 000	
202室	1, 420	1, 830	2, 030	1, 400	1, 800	2,000	
203室	3,660	4, 270	4, 680	3, 600	4, 200	4,600	
204室	1, 320	1, 420	1, 730	1, 300	1, 400	1, 700	
205室	1, 320	1, 420	1, 730	1, 300	1, 400	1, 700	
206室	1, 010	1, 120	1, 220	1,000	1, 100	1, 200	
207室	7 1 0	8 1 0	1, 010	7 0 0	8 0 0	1,000	
208室	8 1 0	9 1 0	1, 010	8 0 0	900	1,000	
301室	5, 600	6, 620	7, 330	5, 500	6, 500	7, 200	
302室	1, 320	1, 420	1, 730	1, 300	1, 400	1, 700	
303A室	1, 320	1, 420	1, 730	1, 300	1, 400	1, 700	
303B室	1, 320	1, 420	1, 730	1, 300	1, 400	1, 700	
304室	1, 010	1, 120	1, 220	1,000	1, 100	1, 200	
401室	7, 120	8, 350	9, 570	7,000	8, 200	9, 400	
403室	1, 420	1, 830	2, 030	1, 400	1, 800	2, 000	
多目的ホール	6, 310	7, 330	7, 330	6, 200	7, 200	7, 200	

(イ) 附属設備等使用料金

場所	種別	品 名	単位	改正案(円)	現 行(円)
大		せりピット	1式	4, 270	4, 200
ホール		反響板	1式	6, 110	6,000
		所作台	1式	7, 940	7, 800
	fort / . Nels IIII	平台	1式	4, 270	4, 200
	舞台装置	屏風	1双	3, 050	3, 000
		ひ毛せん	1式	2, 440	2, 400
		指揮台	1台	8 1 0	800
		演台	1台	6 1 0	6 0 0
	\A/ 00	スタインウェイ D 型ピアノ	1台	15,880	15,600
	楽器	ヤマハ CF ピアノ	1台	7, 940	7,800
		音響装置	1式	1, 830	1, 800
		エレベーターマイクロホン	1本	1, 830	1, 800
		マイクロホン	1本	1, 830	1, 800
	立郷壮里	ワイヤレスマイクロホン	1本	2, 440	2, 400
	音響装置	カセットテープレコーダー	1台	1, 830	1, 800
		CDデッキ	1台	1, 830	1, 800
		ステージスピーカー	1式	1, 830	1, 800
		モニタースピーカー	1台	8 1 0	800
		シーリングライト	1式	1, 830	1,800
		ボーダーライト	1列	1, 830	1, 800
		サスペンションライト	1列	1, 830	1,800
		ホリゾントライト	1列	1, 830	1, 800
		サイドフロントライト	1式	1, 830	1, 800
		トーメンタルライト	1式	1,830	1, 800
		バックギャラリーライト	1式	3, 050	3, 000
	照明装置	センターピンスポットライト	1台	1,830	1, 800
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,830	1, 800
		エフェクトマシン	1台	1, 830	1, 800
		スポットライト 1KW 以下	1台	8 1 0	800
		スポットライト 1.5KW 以下	1台	1, 010	1, 000
		ソースフォー	1台	1, 010	1, 000
		ミラーボール	1台	1,830	1, 800
		スモークマシン	1台	4, 270	4, 200
		35m/m 映写機	1式	9,770	9,600
	映写装置	16m/m 映写機	1式	6, 110	6,000
	吹子表則	液晶プロジェクター	1式	3, 050	3, 000
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	8 1 0	800
	その他	浴室	1室	1,830	1, 800

場所	種別	品 名	単位	改正案(円)	現 行(円)
小	無 八十里	平台	1式	2, 440	2, 400
ホール	舞台装置	演台	1台	6 1 0	6 0 0
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,880	4,800
	照明装置	スポットライト	1式	1,830	1, 800
	思叻衣胆	増設ライト	1台	8 1 0	8 0 0
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3, 050	3, 000
		マイクロホン	1本	1, 220	1, 200
	音響装置	ワイヤレスマイクロホン	1本	1, 220	1, 200
	日晉衣怛	テープレコーダー	1台	1, 220	1, 200
		音響装置	1式	1,830	1, 800
本館		茶用道具	1式	1,830	1, 800
	茶道具	御園棚	1式	3, 050	3, 000
		毛せん	1式	8 1 0	8 0 0
		液晶プロジェクター	1式	3, 050	3, 000
	映写装置	ビデオテープレコーダー・	1台	8 1 0	800
		DVD プレーヤー	1 🖂	810	800
		マイクロホン	1本	8 1 0	8 0 0
	音響装置	ワイヤレスマイクロホン	1本	8 1 0	8 0 0
		テープレコーダー	1台	8 1 0	8 0 0
		金屏風	1双	2, 440	2, 400
	その他	展示パネル	1式	2, 440	2, 400
		所作台	1式	4, 880	4, 800

ク 地区集会所関係 (第12条関係)

			改正案	(円)			現行	(円)	
集会所部屋		午前 9 時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後 6 時~ 午後 9 時 30 分	午後 11 時 ~翌日午前 8 時	午前 9 時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後 6 時~ 午後 9 時 30 分	午後 11 時 ~翌日午前 8 時
les i i i	A	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	_
打出	В	710	810	1, 010	_	700	800	1, 000	
洋室	С	1, 220	1, 520	1, 830	3, 660	1, 200	1, 500	1, 800	3, 600
	D	810	1, 010	1, 120		800	1,000	1, 100	
33 4 5	A	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	
翠ケ丘	В	1, 120	1, 220	1, 420	2, 850	1, 100	1, 200	1, 400	2, 800
洋室	С	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
	D	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
ht E	A	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
竹園	В	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
洋室	С	1, 220	1, 520	1, 830	3, 660	1, 200	1, 500	1, 800	3, 600
	D	1, 420	1, 730	2, 030	4, 070	1, 400	1, 700	2, 000	4, 000
≥/- m	A	2, 030	2, 440	2, 850		2, 000	2, 400	2, 800	
前田	В	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
洋室	С	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
	D	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1,000	1, 100	2, 200
朝日	A	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	
ケ丘	В	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
洋室	С	710	810	1, 010	2, 030	700	800	1, 000	2,000
十王	D	610	710	810	1,620	600	700	800	1, 600
同	A	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
和室	В	710	810	1, 010		700	800	1, 000	_
	A	710	810	1, 010	_	700	800	1, 000	_
春日	В	2, 240	2, 540	2, 950		2, 200	2, 500	2, 900	
沙宁	С	610	710	810		600	700	800	_
洋室	D	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
	Е	1, 220	1, 520	1, 830	3, 660	1, 200	1, 500	1, 800	3, 600
	A	810	1, 010	1, 120		800	1, 000	1, 100	
	В	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	
潮見	С	710	810	1, 010		700	800	1, 000	
10100	D	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1, 000	1, 100	2, 200
	Е	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1, 000	1, 100	2, 200
	F	710	810	1, 010	_	700	800	1,000	_
	A	2, 030	2, 440	2, 850	_	2, 000	2, 400	2, 800	_
	В	710	810	1, 010	_	700	800	1,000	_
浜風	С	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1, 000	1, 100	2, 200
	D	610	710	810	_	600	700	800	_
	Е	610	710	810	_	600	700	800	

			改正案	(円)		現 行 (円)			
集会所部屋		午前 9 時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後 6 時~ 午後 9 時 30 分	午後 11 時 ~翌日午前 8 時	午前 9 時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後6時~ 午後9時 30分	午後 11 時 ~翌日午前 8 時
奥池	A	2, 030	2, 440	2, 850	5, 700	2, 000	2, 400	2, 800	5, 600
洋室	В	710	810	1, 010	2, 030	700	800	1, 000	2,000
西蔵	Α	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	
	В	810	1, 010	1, 120	_	800	1,000	1, 100	
洋室	С	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1,000	1, 100	2, 200
	A	810	1, 010	1, 120		800	1,000	1, 100	
大原	В	2, 030	2, 440	2, 850		2,000	2, 400	2, 800	
	С	710	810	1, 010		700	800	1,000	
洋室	D	610	710	810		600	700	800	-
	Е	1, 730	1, 930	2, 240	4, 480	1, 700	1, 900	2, 200	4, 400
	A	2, 030	2, 440	2, 850		2, 000	2, 400	2, 800	
茶屋	В	710	810	1, 010		700	800	1,000	
洋室	С	710	810	1, 010		700	800	1,000	
	D	810	1, 010	1, 120	2, 240	800	1,000	1, 100	2, 200
	A	710	810	1, 010		700	800	1,000	
三条	В	710	810	1, 010	_	700	800	1,000	
洋室	С	1, 420	1, 730	2, 030	4, 070	1, 400	1, 700	2, 000	4, 000
	D	1, 420	1, 730	2, 030		1, 400	1, 700	2,000	

※ 西蔵集会所和室については、洋室への改修に伴い、別途料金改定が必要となるため、第73号議案において改正案を提案している。

ケ 潮芦屋交流センター関係(第14条関係)

(ア) 国際交流センター使用料

		改正案	(円)		現 行(円)			
室名	午前 9 時~ 正午	午後 1 時~ 午後 3 時	午後3時~	午後 6 時~ 午後 9 時 30 分	午削9時~	午後 1 時~ 午後 3 時	午後3時~	午後6時~ 午後9時 30分
201 室	2, 440	1, 420	1, 420	3, 150	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
202 室	2, 440	1, 420	1, 420	3, 150	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
203 室	2, 440	1, 420	1, 420	3, 150	2, 400	1, 400	1, 400	3, 100
204 室	2, 240	1, 320	1, 320	2, 950	2, 200	1, 300	1, 300	2, 900
205 室	1, 320	810	810	1, 730	1, 300	800	800	1, 700
206 調理 室・試食室	4, 170	2, 440	2, 440	6,000	4, 100	2, 400	2, 400	5, 900

(イ) 潮芦屋集会所使用料

	改正案(円)				現 行(円)			
	午前9時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後 6 時~ 午後 9 時 30 分	午前9時~ 正午	午後 1 時~ 午後 5 時	午後 6 時~午 後 9 時 30 分		
101 室	1, 730	1, 930	2, 240	1, 700	1, 900	2, 200		
102 室	1, 220	1, 520	1,830	1, 200	1, 500	1, 800		
103 室	710	8 1 0	1, 010	700	800	1, 000		
104 和室	1, 010	1, 120	1, 220	1, 000	1, 100	1, 200		

(ウ) 附属設備等使用料

品名	改正案(円)	現 行(円)
液晶プロジェクター 1式	2, 030	2, 000
ブルーレイディスクプレーヤー 1台	1, 010	1, 000
多目的室音響装置 1式	1, 830	1, 800
204室, 205室音響装置 1式	1, 010	1, 000
多目的室ワイヤレスマイクロホン 1本	8 1 0	800
CDデッキ 1台	8 1 0	8 0 0

コ 男女共同参画センター関係 (第15条関係)

		改正案(円)			現 行(円)	
室名	į	施設使用料金	È	施設使用料金		
	午前9時30 分~正午	午後1時~午後3時	午後3時~午後5時	午前9時30 分~正午	午後1時~ 午後3時	午後3時~午後5時
大会議室1	1, 620	1, 320	1, 320	1, 600	1, 300	1, 300
大会議室 2	1, 320	1, 120	1, 120	1, 300	1, 100	1, 100

サ 福祉センター関係 (第17条関係)

(ア) 福祉センター使用料

	室名・区分	改正案(円)	現 行(円)
	午前9時~正午	3, 360	3, 300
会議室1	午後1時~午後5時	4, 480	4, 400
	午後6時~午後9時30分	3, 970	3, 900
	午前9時~正午	2, 340	2, 300
会議室2	午後1時~午後5時	3, 050	3, 000
	午後6時~午後9時30分	2, 640	2, 600
	午前9時~正午	7, 120	7, 000
多目的ホール	午後1時~午後5時	9, 570	9, 400
	午後6時~午後9時30分	8, 350	8, 200
	午前9時~正午	8, 860	8, 700
調理・実習室	午後1時~午後5時	11,810	11,600
	午後6時~午後9時30分	10,280	10, 100
	午前9時~正午	4, 680	4, 600
運動室	午後1時~午後5時	6, 210	6, 100
	午後6時~午後9時30分	5, 390	5, 300

(4) 附属設備等使用料

品 名	改正案(円)	現 行(円)
プロジェクター	1, 010	1, 000
多目的ホール音響設備	2, 030	2, 000
会議室1音響設備	1, 520	1, 500
ワイヤレス拡声器	1, 010	1, 000

シ 老人福祉会館関係 (第18条関係)

使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
111大広間	12,010	11,800
112和室	2, 240	2, 200
舞台	1, 620	1,600
スポットライト	8 1 0	800
マイクロホン	8 1 0	800
ワイヤレスマクロホン	8 1 0	800
テープレコーダー	8 1 0	800
レコードプレーヤー	8 1 0	800
金屏風	2, 440	2, 400

ス 霊園関係 (第22条関係)

名 利	改正案(円)	現 行(円)	
霊園維持費(普通・芝生)	1平方メートルにつき	1, 220	1, 200

セ 都市公園条例関係 (第25条関係)

(ア) 有料公園施設の利用

	使用料・手数	料名称	改正案(円)	現 行(円)
	水泳プール	2時間	61, 110	60,000
	専用	追加1時間ごと	30, 550	30,000
		大人1回券	8 1 0	800
海浜公園		大人回数券	8, 140	8, 000
	温水プール 一般	子供回数券	4, 070	4, 000
		大人1月使用券	6, 510	6, 400
		子供1月使用券	3, 250	3, 200
東浜公園 西浜公園	庭球場	1時間	6 1 0	600
中央公園	野球場,芝生広場,専用	1時間	1, 830	1, 800
	陸上競技場 専用	平日1時間	4, 070	4, 000
		土・日・休1時間	4, 880	4, 800
	第1スポーツコート 専用	平日1時間	6 1 0	6 0 0
		平日 午前9時~正午 1時間	2, 030	2, 000
総合公園	第2スポーツコ	平日 正午~午後6時 1時間	5, 090	5, 000
	ート 専用	平日 午後6時~午後 10時 1時間	6, 110	6,000
		土·日·休 午前9時~ 午後10時 1時間	6, 110	6,000
	会議室	1時間	1, 010	1, 000
	駐車場	大型自動車 1台・1回	2, 030	2, 000
芦屋公園		平日 1時間	1, 520	1, 500
尸座公园	庭球場専用	土·日·休 1時間	2, 030	2, 000

(イ) 附属設備の利用

	使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
中央公園	野球場照明 30分	2, 130	2, 100
※	第2スポーツコート照明 1時間	910	900
総合公園	展示用ボード 1式・1日	1, 010	1, 000

ソ 自転車駐車場関係(第26条関係)

				荩(円)	現 行(円)	
使用料・手数料名称			定期	使用	定期使用	
			1月	3月	1月	3月
	自転車	地下 1階	2,030	5, 600	2, 000	5, 500
J R芦屋駅北		地下 2階	1, 420	3, 870	1, 400	3, 800
自転車駐車場原動	原動機付	地下 1階	3, 050	8, 350	3, 000	8, 200
	自転車	地下 2階	2, 130	5, 800	2, 100	5, 700
阪神芦屋駅南 場,阪神芦屋駅		自転車	2, 030	5, 600	2, 000	5, 500
車場,阪急芦,若自転車駐車場		原動機付 自転車	3, 050	8, 350	3, 000	8, 200
阪神打出駅前自転車駐車場,阪神打出駅南自転車駐車場,阪急芦屋川駅北自転車駐車場,阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場,JR芦屋駅南自転車駐車場,JR芦屋駅南自転車駐車場1~4,6及び9		自転車	1, 520	4, 270	1, 500	4. 200
		原動機付自転車	2, 540	7, 330	2, 500	7, 200

- (2) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる使用料及び手数料の額を引き上げる。
 - ア 芦屋市手数料条例に規定する手数料関係(第2条関係)

名 称	改正案(円)	現 行(円)
道路幅員証明手数料	3 6 0	300円

※ 現行は「その他の事務に関する閲覧又は証明」として300円を徴収している。

イ 芦屋市学校使用料関係 (第5条関係)

	使用料	時間帯図	区分	改正案(円)	現 行(円)
	John Committee	午前8時~午後5	時	3, 600	3, 000
	精道小学校 宮川小学校	午後5時~午後9	時30分	4, 800	4, 000
		午前8時~午後9	時30分	8, 400	7, 000
講堂		午前8時~午後5	時	2, 400	2, 000
	その他の 学校	午後5時~午後9	時30分	3, 600	3, 000
		午前8時~午後9	午前8時~午後9時30分		5, 000
		午前8時~午後5	時	1, 800	1, 500
遊戲室	Ĭ	午後5時~午後9時30分		2, 400	2, 000
		午前8時~午後9時30分		4, 200	3, 500
		午前8時~午後5時		1, 440	1, 200
	:の他の室 なにつき	午後5時~午後9時30分		2, 160	1, 800
		午前8時~午後9	午前8時~午後9時30分		3, 000
		午前8時	午前	1, 200	1, 000
Liberto		~午後5時	午後	1, 200	1, 000
校庭		午後5時~午後9	時30分	1, 800	1, 500
		午前8時~午後9	時30分	3, 000	2, 500

ウ 体育館・青少年センター使用料関係 (第7条関係)

(ア) 専用使用

	改正案 (円)				現行	(円)		
	午前 9 時~ 午前 11 時 50 分	正午~午後 2時50分	午後3時~ 午後5時 50分	午後 6 時~ 午後 8 時 50 分	午前 9 時~ 午前 11 時 50 分	正午~午後 2時50分	午後3時~ 午後5時 50分	午後 6 時~ 午後 8 時 50 分
競技場	12, 240	12, 240	12, 240	24, 480	10, 200	10, 200	10, 200	20, 400
剣道場	2,040	2, 040	2, 040	5, 040	1,700	1, 700	1,700	4, 200
柔道場	2,040	2, 040	2, 040	5, 040	1,700	1, 700	1,700	4, 200
弓道 弓道 使用	2,040	2, 040	2, 040	5, 040	1, 700	1, 700	1, 700	4, 200
場 その他 使用	3, 120	3, 120	3, 120	7, 320	2, 600	2, 600	2, 600	6, 100
控え室	1,680	1, 680	1,680	2, 640	1, 400	1, 400	1, 400	2, 200
多目的室(1)	720	720	720	1, 320	600	600	600	1, 100
多目的室(2)	1,440	1, 440	1, 440	2, 160	1, 200	1, 200	1, 200	1,800
多目的室(3)	2, 400	2, 400	2, 400	4, 080	2,000	2,000	2,000	3, 400
大会議室	2, 400	2, 400	2, 400	4, 080	2,000	2,000	2,000	3, 400
第1会議室	840	840	840	1, 560	700	700	700	1, 300
第2会議室	720	720	720	1, 320	600	600	600	1, 100
第1研修室	1, 560	1, 560	1, 560	2, 400	1, 300	1, 300	1, 300	2,000
第2研修室	1, 560	1, 560	1, 560	2, 400	1, 300	1, 300	1, 300	2,000
音楽室	2, 160	2, 160	2, 160	3,000	1,800	1,800	1,800	2, 500
多目的 研修室	960	960	960	1,800	800	800	800	1, 500

(化) 一般使用

	使用料	改正案(円)	現 行(円)
トレーニング室	1回	360	3 0 0
	回数券(11枚綴り)	3, 600	3, 000

エ 廃棄物の減量及び適正処理関係 (第10条関係)

使用		改正案(円)	現 行(円)
廃棄物処理手数料	一般廃棄物	1, 080	900
	2 t 運搬車に2/3を超える 積載量	6, 000	5, 000
植木剪定廃棄物処 理手数料	2 t 運搬車に1/3から 2/3までの積載量	3, 600	3, 000
	2 t 運搬車に1/3までの 積載量	1, 800	1, 500
	2 t 運搬車に2/3を超える 積載量	14, 400	12,000
一時多量ごみ処理 手数料	2 t 運搬車に1/3から 2/3までの積載量	9, 600	8, 000
	2 t 運搬車に1/3までの 積載量	4, 800	4, 000

オ あしや市民活動センター関係 (第13条関係)

	改正案(円)			現 行(円)			
	午前9時 30分~正 午	午後 1 時~ 午後 3 時		午前9時 30分~正 午	午後 1 時~ 午後 3 時		
会議室 A	600	480	480	500	400	400	
会議室B	600	480	480	500	400	400	
会議室C	1, 560	1, 320	1,320	1, 300	1, 100	1, 100	
会議室 D	1, 440	1, 200	1, 200	1, 200	1,000	1,000	
多目的室	360	240	240	300	200	200	
オープンスペース 1	4, 200	3, 360	3, 360	3, 500	2, 800	2,800	
オープンスペース2	1,080	960	960	900	800	800	

カ 潮芦屋交流センター関係 (第14条関係)

使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
屋外交流広場 (テニスコートA~C, 各時間帯区分・2時間)	1, 440	1, 200

キ 市立幼稚園預かり保育料関係(第16条関係)

使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
市立幼稚園の預かり保育料 (春季,夏季及び冬季の休業日)	900	800
市立幼稚園の預かり保育料 (上記以外の日)	4 5 0	400

ク 公園等使用料関係 (第25条関係)

有料公園施設の利用

	使用料・手数料名科	改正案(円)	現 行(円)	
川西運動場	運動場 専用 1時間		7 2 0	6 0 0
朝日ケ丘公園	水泳プール	大人1回券	480	400
	一般	子供1回券	2 4 0	200
	水泳プール 専用	2時間	72,000	60,000
		追加1時間ごと	36,000	30,000
総合公園	陸上競技場	大人1回	480	400
	一般	学生1回	2 4 0	200

ケ 自動車駐車場関係 (第28条関係)

使	用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
JR 芦屋駅北	地下1階	33,000	30,000
駐車場	地下2階	29, 700	27,000
月額料金	地下3階	27, 500	25,000

コ 督促状に係る手数料関係

次に掲げる督促状を発した場合の手数料の額を70円から80円に引き上げる。

- (ア) 市税に係る督促状(第1条関係)
- (イ) 税外徴収金に係る督促状(第3条関係)
- (ウ) 介護保険料に係る督促状 (第19条関係)
- (エ) 国民健康保険料に係る督促状(第20条関係)
- (オ) 後期高齢者医療保険料に係る督促状 (第21条関係)

- (カ) 阪神間都市計画事業(芦屋市国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の清算金に係る督促状(第23条関係)
- (キ) 阪神間都市計画事業(芦屋市国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の清算金に係る督促状(第24条関係)
- (ク) 道路占用料に係る督促状(第27条関係)
- (3) その他所要の規定の整備
- 3 施行期日等
- (1) 令和2年4月1日
- (2) 経過措置
 - ア 2(1)カ及び2(2)エによる改正後の規定は、令和2年4月1日以後に排出される廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に排出される廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
 - イ 2(1)スによる改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の霊園維持費について適用し、令和元年度までの霊園維持費については、なお従前の例による。
 - ウ 2(2)アによる改正後の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料 について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
 - エ 2(2) キによる改正後の規定は、令和2年4月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。
 - オ 2(2)コの改正後の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督 促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、 なお従前の例による。
 - カ その他の施設等使用料について、この条例の施行の際、改正前のそれぞれの 規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定に かかわらず、なお従前の例による。

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例 の整備に関する条例の制定について

- 本市が行政サービスの利用者から徴取している使用料・手数料※については、 行政サービスの利用者と非利用者との負担の公平性を確保する観点から、 現行の「料金水準」が、行政サービスの提供にかかる「コスト」に対して、適切な水準となっているかを検証し、 受益と負担の適正化を図る必要。※ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金や、負担金や雑入を含む。
- 本年10月の消費税率10%への引上げに際して、消費税引上げ分(8%→10%の2%分)の影響も踏まえ、 適切な料金水準となるよう見直しを図る必要。
 - ⇒ 国(総務省)からも、今回の消費税引上げ分の影響については、<u>使用料等に適正に転嫁するよう要請</u>されており、 現在、各自治体において検討が進められているところ。
 - ⇒ なお, 消費税率8%への引上げ時(H26.4)には, 本市において使用料等の見直しは行われていない。

使用料(約1.000件)

(例) 市民センター大ホール使用料(40,800円/休日・午前),朝日ケ丘集会所(洋室A)使用料(2,000円/午前), 美術博物館観覧料(300円/1日),阪神芦屋駅南自転車駐輪場使用料(2,000円/1ヶ月)

手数料(約600件)

(例)納税証明発行手数料(300円/1通),廃棄物処理手数料(900円/100kg),官民境界協定等証明発行手数料(300円/1通)

条例改正の基本ルール

(条例改正の基本ルール)・・・数多くの使用料等を,可能な限り統一的な考え方に基づき見直しを行うために設定

- (1) 使用料・手数料の「現行料金」に、<u>消費税引上げ分の影響を適正に転嫁する観点</u>から、 当該消費税引上げ分を料金に反映※することを基本とする。
 - ※ 現行料金に110/108を乗じた額(10円未満切捨て)とする。
 - ※ 金額が法令等に基づくものや消費税の課税対象ではない行政サービス(非課税取引)に係るものなど、一定の使用料等を除く。
- (2) ただし、「コスト」と「現行料金」を比較し、「コスト」が「現行料金」を相当程度上回っている場合※1には、利用者と非利用者との負担の公平性を確保する観点から、料金を一定の範囲内※2で引き上げる。
 - ※1 「コスト」が「現行料金」の2倍を超える水準にある場合とする。
 - ※2 激変緩和の観点から、「現行料金」の1.2倍とする。
- (3) なお、「コスト」が「現行料金」の2倍以内の水準に収まっている場合であっても、料金の見直しが必要と判断する場合には、「現行料金」の1.2倍を上限として、料金を引き上げる。
- (4) 政策的な合理性や近隣自治体とのバランス等によって上記(1)~(3)に依れない場合は、料金を据え置くことができる。

その他の事項について

指定管理者が管理する公共施設の利用料金

- ・ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金については、<u>直営の公共施設と同様の考え方</u>に基づき 利用料金の見直しを検討し、見直しが必要な場合は、条例に定める利用料金の上限額の改正を行う。
- ・ 指定管理者に対する<u>指定管理料</u>や指定管理者による<u>修繕積立金</u>については、利用料金の見直しの 状況を踏まえ、所管課と指定管理者との間で別途協議する。

新料金の適用時期

- ・ 新料金は、令和2年4月1日から適用する。
- ただし、令和2年3月31日までに利用者による手続きが完了し、使用許可を得ている使用料については、 旧料金とする。

(回数券や定期券についても、令和2年3月31日までに購入している場合は、旧料金とする。)

関係条例の改正方式

手数料・使用料を定めている各条例については、改正の趣旨を同じくしているため、一括条例として改正する。

使用料・手数料等のコストの状況

	.71J¶"			1 07 1700				市				指	定管理	者			単位	立当たりコスト		
	整備 条例 の条	参照 2 改内容 の放 の 箇所	条例	名称	人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費(千円)	指定管理料(千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位	コスト (円)	算式	単位当たり 現行料金 (円)	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
١					Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	K		L		М	
1	第4条	(1)ア	芦屋市立打出教育文 化センター条例	打出教育文化センター 関係	2,081	3,006	1,554	4,192	0	0	0	0	0	0	10,833	1 ㎡当た りの時間 コスト	18.0	年間原価総額10,833千円÷対 象面積242.25㎡÷年間稼働時間2,490.50h	9.3	2倍以内
2	第6条	(1)イ(ア)	芦屋市立公民館設置 条例	公民館関係	8,723	8,441	4,432	17,767	0	13	4,190	0	0	0	35,186	1 ㎡当た りの時間 コスト	10.3	年間原価総額35,186千円÷対 象面積956,90㎡÷年間稼働時間3,560,25h	21.8	2倍以内
3	第8条	(1)工	芦屋市谷崎潤一郎記 念館条例	谷崎潤一郎記念館関係 観覧料(特別展示)	9,032	0	603	11	18,203	0	87	30,730	18,203	12,482	27,807	1人当たり のコスト	1,746.8	年間原価総額27,807千円÷年間利用者数15,919人	1,000.0	2倍以内
4	第8条	(1)工	芦屋市谷崎潤一郎記 念館条例	谷崎潤一郎記念館関係 講義室	9,032	0	603	11	18,203	0	87	30,730	18,203	12,482	27,807	1 ㎡当た りの時間 コスト	23.2	年間原価総額27,807千円÷対 象面積591.00㎡÷年間稼働時間2,030.00h	20.0	2倍以内
5	第9条	(1)才	芦屋市立美術博物館 条例	美術博物館関係 特別展示観覧料	10,538	380	2,299	101	74,990	0	573	84,143	74,990	4,721	92,167	1人当たり のコスト	2,466.5	年間原価総額92,167千円÷年間利用者数37,368人	2,000.0	2倍以内
6	第9条	(1)才	芦屋市立美術博物館 条例	美術博物館関係 講義室 体験学習室	10,538	380	2,299	101	74,990	0	573	84,143	74,990	4,721	92,167	1 ㎡当た りの時間 コスト	16.7	年間原価総額92,167千円÷対 象面積3,402,00㎡÷年間稼働 時間1,624,00h	11.0	2倍以内
7	第11条	(1)キ(ア)	芦屋市民会館条例	市民会館関係(ルナ・ホール)	9,025	9,286	4,876	35,441	0	14	4,610	0	0	0	54,032	1 ㎡当た りの時間 コスト	17.0	年間原価総額54,032千円÷対 象面積1,079.00㎡÷年間稼働 時間2,937.50h	21.7	2倍以内
8	第11条	(1)キ(ア)	芦屋市民会館条例	市民会館関係(市民会館)	8,218	7,027	3,689	14,791	0	11	3,488	0	0	0	30,248	1 ㎡当た りの時間 コスト	8.0	年間原価総額30,248千円÷対 象面積1,055.90㎡÷年間稼働 時間3,572.00h	15.7	2倍以内
9	第12条	(1)ク	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理に関 する条例	地区集会所関係	341	0	0	0	42,683	0	0	76,445	42,683	47	76,739	1 ㎡当た りの時間 コスト	11.4	年間原価総額76,739千円÷対 象面積1,748.28㎡÷年間稼働 時間3,850.00h	9.7	2倍以内
10	第14条		芦屋市立潮芦屋交流 センターの設置及び管 理に関する条例	潮芦屋交流センター関係(国際交流センター使用料)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1 ㎡当た りの時間 コスト	4.4	年間原価総額41,303千円÷対 象面積2,481.75㎡÷年間稼働 時間3,825.00h	10.1	2倍以内
11	第14条			潮芦屋交流センター関係(潮芦屋集会所使用料)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1 ㎡当た りの時間 コスト	4.4	年間原価総額41,303千円÷対 象面積2,481.75㎡÷年間稼働 時間3,825.00h	10.9	2倍以内
12	第15条		芦屋市男女共同参画 センターの設置及び管 理に関する条例	男女共同参画センター関係	94	895	0	3,073	0	0	0	0	0	0	4,062	1 ㎡当た りの時間 コスト	6.2	令和元年3ヶ月原価総額4,062 千円÷対象面積1,090.43㎡÷ 3ヶ月稼働時間603.50h	10.3	2倍以内

\								市				指	定管理	者			単位	立当たりコスト		
	整備 条例 の条	参照 2 改正 の内容 の該当 箇所	条例	名称	人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費(千円)	指定管理料(千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位	コスト (円)	算式	単位当たり 現行料金 (円)	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
١					Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	К		L		М	
13	第17条	(1)サ(ア)	芦屋市福祉センターの 管理に関する条例	福祉センター関係	7,531	22,102	0	134,725	0	0	0	0	0	0	164,358	1 ㎡当た りの時間 コスト	5.9	年間原価総額164,358千円÷対 象面積6,481.03㎡÷年間稼働 時間4,312.50h	13.3	2倍以内
14	第18条	(1)シ	芦屋市立老人福祉会 館の設置及び管理に 関する条例	老人福祉会館関係	0	0	0	5,253	0	4	0	0	0	0	5,257	1 ㎡当た りの時間 コスト	11.9	年間原価総額5,257千円÷対象 面積191.43㎡÷年間稼働時間 2,304.00h	13.8	2倍以内
15	第22条	(1)ス	芦屋市霊園使用条例	霊園関係	9,916	1,926	14,922	31,474	0	0	0	0	0	0	58,238	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.2	年間原価総額58,238千円÷対 象面積37,780.00㎡÷年間稼働 時間8,760.00h	0.1	2倍以内
16	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(東 浜公園・西浜公園 庭球 場)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対象面積25,892.00㎡÷年間稼働時間3,570.00h	0.4	2倍以内
17	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(中央公園 野球場 専用)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対 象面積25,892.00㎡÷年間稼働 時間3,570.00h	0.2	2倍以内
18	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(中央公園 芝生広場 専用)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対 象面積25,892.00㎡÷年間稼働 時間3,570.00h	0.2	2倍以内
19	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園会議室)	1	0	0	0	305	0	0	472	305	37	436	1 ㎡当た りの時間 コスト	1.4	年間原価総額436千円÷対象 面積96.00㎡÷年間稼働時間 3,213.00h	10.4	2倍以内
20	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総 合公園 陸上競技場専 用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対 象面積23,450,00㎡÷年間稼働 時間3,213,00h	0.6	2倍以内
21	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 第1スポーツコート専用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対 象面積23,450.00㎡÷年間稼働 時間3,213.00h	0.5	2倍以内
22	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 第2スポーツコート専用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対 象面積23,450.00㎡÷年間稼働 時間3,213.00h	0.4	2倍以内
23	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 駐車場)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対 象面積23,450,00㎡÷年間稼働 時間3,213,00h	8.3	2倍以内
24	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(芦 屋公園 庭球場 専用)	7,531	0	0	279	0	0	0	50,936	0	33,424	25,322	1 ㎡当た りの時間 コスト	0.8	年間原価総額25,322千円÷対 象面積7,295.21㎡÷年間稼働 時間4,296.00h	2.2	2倍以内
25	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(海浜公園)	3,766	0	1,309	0	0	0	12,000	124,514	0	94,831	22,758	1人当たり のコスト	291.8	年間原価総額22,758千円÷年間利用者数77,999人	800.0	2倍以内

\								市				指	定管理	者			単作	立当たりコスト		
	整備 条例 の条	参照 2 改正 の内容 の該所	条例	名称	人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費(千円)	指 定管理料 (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位	コスト (円)	算式	単位当たり 現行料金 (円)	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
١					Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	К		L		М	
26	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(阪 急芦屋川南月若自転車 駐車場)	301	0	0	0	0	0	534	4,142	0	0	3,909	1 ㎡当た りの時間 コスト	2.7	年間原価総額3,909千円÷対象 面積253.08㎡÷年間稼働時間 5,776.00h	3.7	2倍以内
27	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(阪 神打出駅前自転車駐車 場)	301	0	0	0	0	0	1,201	9,320	0	0	8,420	1 ㎡当た りの時間 コスト	2.2	年間原価総額8,420千円÷対象 面積683.05㎡÷年間稼働時間 5,595.50h	2.8	2倍以内
28	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(JR 芦屋駅北自転車駐車 場)	602	0	0	0	0	0	3,068	23,811	0	0	21,345	1 ㎡当た りの時間 コスト	1.4	年間原価総額21,345千円÷対 象面積2,266.92㎡÷年間稼働 時間6,498.00h	3.2	2倍以内
29	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(阪 神芦屋駅西自転車駐車 場·南自転車駐車場)	301	0	0	0	0	0	4,536	35,201	0	0	30,966	1 ㎡当た りの時間 コスト	2.2	年間原価総額30,966千円÷対象面積2,533.13㎡÷年間稼働時間5,595.50h	3.8	2倍以内
30	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(阪 急芦屋川駅北駐車場・ 阪急芦屋川駅南松ノ内 自転車駐車場)	602	0	0	0	0	0	1,734	13,459	0	0	12,327	1 ㎡当た りの時間 コスト	2.1	年間原価総額12,327千円÷対象面積1,040.19㎡÷年間稼働時間5,595.50h	2.8	2倍以内
31	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自転車駐車場関係(JR 芦屋駅南自転車駐車場 1~4,6及び9)	2,410	0	0	0	0	0	2,268	17,602	0	0	17,744	1 ㎡当た りの時間 コスト	2.3	年間原価総額17,744千円÷対象面積1,379,71㎡÷年間稼働時間5,595.50h	2.8	2倍以内
32	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条 例	芦屋市学校使用料関係 (講堂 その他の学校)	2,984	11,405	235	6,521	0	0	0	0	0	0	21,145	1 ㎡当た りの時間 コスト	8.9	年間原価総額21,145千円÷対象面積1,170.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.2	2倍超
33	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条 例	芦屋市学校使用料関係 (校庭)	959	16,020	563	4,523	0	0	0	0	0	0	22,065	1 ㎡当た りの時間 コスト	1.2	年間原価総額22,065千円÷対象面積9,100.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.2	2倍超
34	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条 例	芦屋市学校使用料関係 (講堂 精道小学校)	959	17,180	367	4,493	0	0	0	0	0	0	22,999	1 ㎡当た りの時間 コスト	12.3	年間原価総額22,999千円÷対 象面積919.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.4	2倍超
35	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条 例	芦屋市学校使用料関係 (教室その他の室1教室 につき)	959	17,180	367	4,493	0	0	0	0	0	0	22,999	1 ㎡当た りの時間 コスト	4.7	年間原価総額22,999千円÷対象面積2,423.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	1.1	2倍超
36	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条 例	芦屋市学校使用料関係 (遊戯室)	663	1,283	375	399	0	0	0	0	0	0	2,720	1 ㎡当た りの時間 コスト	6.7	年間原価総額2,720千円÷対象 面積198.00㎡÷年間稼働時間 2,040.00h	0.8	2倍超
37	第7条	(2)ウ(ア)	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び 管理に関する条例	体育館・青少年センター 使用料関係	7,531	0	981	495	32,590	0	0	81,141	32,590	26,620	63,528	1 ㎡当た りの時間 コスト	6.1	年間原価総額63,528千円÷対 象面積2,591.90㎡÷年間稼働 時間4,008.00h	3.0	2倍超
38	第10条	(2)工	芦屋市廃棄物の減量 及び適正処理に関する 条例	廃棄物の減量及び適正 処理関係(廃棄物処理 手数料)	31,229	89,854	25,712	462,172	0	2,158	0	0	0	0	611,125	1kg当た りのコスト	21.2	年間原価総額611,125千円÷年間処理量28,842,130kg	9.0	2倍超

								市				指	定管理	者			単位	立当たりコスト		
\setminus	整備 条例 の条	参照 2 改正 の内容 の該所	条例	名称	人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費(千円)	指 定管理料(千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位	コスト (円)	算式		単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
					Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	К		L		М	
39	第10条	(2)エ	及び適正処理に関する	廃棄物の減量及び適正 処理関係(植木剪定廃 棄物処理手数料)	3,991	187	55	1,364	0	47	0	0	0	0	5,644	1kg当たり のコスト	104.1	年間原価総額5,644千円÷年間 処理量54,230kg	2.5	2倍超
40	第10条	(2)エ	及び適正処理に関する	廃棄物の減量及び適正 処理関係(一時多量ご み処理手数料)	14,083	187	55	1,364	0	47	0	0	0	0	15,736	1kg当たり のコスト	83.0	年間原価総額15,736千円÷年間処理量189,660kg	6.0	2倍超
41	第13条	(2)才	芦屋市立あしや市民活 動センターの設置及び 管理に関する条例	あしや市民活動セン ター関係	4,429	0	0	0	31,778	0	0	37,211	31,778	2,463	39,177	1 ㎡当た りの時間 コスト	66.0	年間原価総額39,177千円÷対 象面積255.00㎡÷年間稼働時間2,328.00h	10.4	2倍超
42	第14条			潮芦屋交流センター関係(屋外交流広場)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1 ㎡当た りの時間 コスト		年間原価総額41,303千円÷対 象面積2,481.75㎡÷年間稼働 時間3,825.00h	1.1	2倍超
43	第16条		芦屋市特定教育・保育 施設及び特定地域型 保育事業の保育料等 に関する条例	市立幼稚園預かり保育料関係	42,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,728	1人当たり のコスト	2,147.7	年間原価総額42,728千円÷年間利用者数19,895人	400.0	2倍超
44	第25条	(2)ク		公園等使用料関係(総合公園 陸上競技場 一般)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1 ㎡当た りの時間 コスト		年間原価総額50,516千円÷対 象面積23,450.00㎡÷年間稼働 時間3,213.00h	0.1	2倍超
45	第25条	(2)ク		公園等使用料関係(朝 日ケ丘公園 水泳プー ル)	3,766	0	0	101	14,279	0	0	26,114	14,279	8,606	21,375	1人当たり のコスト	852.9	年間原価総額21,375千円÷年間利用者数25,061人	400.0	2倍超
46	第25条	(2)ク	芦屋市都市公園条例	公園等使用料関係(川西運動場)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1 ㎡当た りの時間 コスト		年間原価総額27,049千円÷対 象面積25,892.00㎡÷年間稼働 時間3,570.00h	0.1	2倍超
47	第28条		芦屋市自動車駐車場 の設置及び管理に関 する条例	自動車駐車場関係	3,518	5,315	64	31,651	0	1,909	1,909	0	0	0		1 ㎡当た りの時間 コスト	2.3	年間原価総額40,548千円÷対 象面積2,046.96㎡÷年間稼働 時間8,760.00h	41.1	2倍以内

手数料のコストの状況

	整備条例の条	参照 2 改正 の内容の 該当箇所	条例	名称	単位	人件費(円)	消耗品• 印刷経費 (円)	物件費(円)	その他 (円) D	総コスト (円) (A~D) E	現行料金 (円) F	単位当たり のコスト(E) と現行料金 (F)の格差
1	第10条		 	廃棄物の減量及び適正処理関係 (廃棄物の減量及び適正処理関係	1件当たりのコスト	1,188.0	18.3	101.9	36,532.0	_		2倍以内
			正処理に関する条例	(し尿汲取手数料))								
2	第10条	(1)力	芦屋市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係 (廃棄物の減量及び適正処理関係 (死獣))	1件当たりのコスト	3,432.0	50.9	50.9	37.7	3,571.5	3,000	2倍以内
3	第10条		芦屋市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係 (特定家庭用機器再商品化法施行 令で定める機械器具の処理手数料)	1件当たりのコスト	2,640.0	0.0	0.0	0.0	2,640.0	3,600	2倍以内
4	第2条	(2)ア	芦屋市手数料条例	道路幅員証明手数料	1件当たりのコスト	4,290.0	1.2	0.0	0.0	4,291.2	300	2倍超
5	第1条	(2)⊐	芦屋市市税条例	督促状に係る手数料関係	1件当たりのコスト	6.6	6.0	70.3	19.9	102.8	70	2倍以内